

令和元年川西町議会

第2回定例会会議録

開会 令和元年 6月10日

閉会 令和元年 6月21日

令和元年川西町議会  
第2回定例会会議録

( 第 1 号 )

令和元年 6月10日

令和元年川西町議会第2回定例会会議録（開 会）

招集年月日	令和元年6月10日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	令和元年6月10日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松井 宏至      2番 弓仲 利博      3番 福山 臣尾 4番 堀 格      5番 松村 定則 7番 福西 広理      8番 伊藤 彰夫      9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和      11番 中嶋 正澄      12番 芝 和也	
欠席議員	6番 安井 知子	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村 匡正      副町長 森田 政美 教育長 山嶋 健司      総務担当理事 西村 俊哉 教委事務局長 奥 隆至      会計管理者 福本 誠治 総務課長 石田 知孝      総合政策課長 喜多 勲 税務課長 西川 直明      事業課長 山口 尚亮 健康福祉課長 吉岡 秀樹      住民保険課長 大西 成弘 長寿介護課長 岡田 充浩	
	監査委員 西田 亜希子	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 奥田 好志	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	3番 福山 臣尾 議員	4番 堀 格 議員

# 川西町議会第2回定例会(議事日程)

令和元年6月10日(月)午前10時00分開会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告 議会報告
	報告第2号	平成30年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書
	報告第3号	平成30年度川西町水道事業会計予算繰越計算書
	報告第4号	平成30年度川西町下水道事業会計予算繰越計算書
	報告第5号	定期監査報告について
第4	承認第6号	令和元年度(平成31年度)川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について
第5	議案第24号	令和元年度(平成31年度)川西町一般会計補正予算について
第6	議案第25号	令和元年度(平成31年度)川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第7	議案第26号	令和元年度(平成31年度)川西町水道事業会計補正予算について
第8	議案第27号	令和元年度(平成31年度)川西町下水道事業会計補正予算について
第9	議案第28号	川西町森林環境譲与税基金条例の制定について
第10	議案第29号	川西町附属機関設置条例の一部改正について
第11	議案第30号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
第12	議案第31号	ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正について
第13	議案第32号	川西町介護保険条例の一部改正について
第14	議案第33号	定住自立圏の形成に関する協定書の変更について
第15	同意第2号	川西町公平委員会委員の選任について
第16	同意第3号	川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について
第17	同意第4号	川西町教育委員会委員の任命について

(午前10時00分 開会)

議長 (伊藤彰夫君) 皆さん、おはようございます。  
これより令和元年川西町議会第2回定例会を開会いたします。  
会議に先立ち、6番 安井知子議員より欠席届が提出されております。  
ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。  
町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。  
町長。

町議長 (竹村匡正君) 皆様、おはようございます。  
本日ここに、令和元年川西町議会第2回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。  
また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に提案いたしておりますのは、令和元年度特別会計補正予算の専決処分承認案1件、令和元年度一般会計並びに特別会計・事業会計補正予算案4件、条例の制定並びに一部改正などの議案6件、人事同意案件3件につきまして御審議をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 (伊藤彰夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 福山臣尾君及び4番 堀 格君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より21日までの12日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より21日までの12日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

報告第2号、平成30年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第3号、平成30年度川西町下水道事会計予算繰越計算書、報告第4号、平成30年度川西町下水道事業会計予算繰越計算書をお手元に配付いたしておりますので、御清覧おき願います。

次に、報告第5号、平成31年3月から令和元年5月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、西田監査委員より報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員（西田亜希子君） 監査報告。

平成31年3月から令和元年5月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、平成30年度並びに令和元年度の川西町一般会計及び特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに事業課長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。

令和元年6月10日

監査委員 西田亜希子

議長（伊藤彰夫君） 報告が終わりましたので、これより議事に入ります。

日程第4、承認第6号、令和元年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてより、日程第17、同意第4号、川西町教育委員会委員の任命についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。お諮りいたします。

日程第4、承認第6号、令和元年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてより、日程第14、議案第33号、定住自立圏の形成に関する協定書の変更についてまでの承認案1件、議案10件を一括上程したいと思います、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） 異議なしと認め、一括上程といたします。議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（竹村匡正君） それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明いたします。

最初に、専決して執行いたしました令和元年度住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正予算につきまして御説明いたします。

承認第6号、令和元年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

4ページを御覧願います。これは、平成30年会計の償還収入に歳入

不足が生じたため、令和元年度会計から繰り上げ充用により補填するもので、そのため令和元年度会計に新たに前年度繰上充用金を追加し、歳入歳出それぞれ1,037万7,000円増額しようとするものでございます。

以上により、令和元年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,426万7,000円となります。

以上の補正予算を出納閉鎖までに行う必要があったため、専決処分を行い、その承認を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第24号、令和元年度川西町一般会計補正予算から、議案第33号、定住自立圏の形成に関する協定書の変更について御説明いたします。

まず、議案第24号、令和元年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

歳出の部でございます。8ページをお開きください。

款2.総務費 項1.総務管理費 目4.企画費におきまして、地域活性化センターからの助成金を原資として、空き家の有効活用を目的とする地域団体への補助金170万円、自治会からのLED設置補助の追加要望60万円の増額、目6.電算運営費におきまして、番号制度に係るシステム改修費の一部を介護特会で行うことなどによる79万3,000円の減額、目13.基金費におきまして、森林環境譲与税の新規配分に係る積立金32万円の増額をお願いするものでございます。

款3.民生費 項1.社会福祉費 目1.社会福祉総務費におきまして、障害福祉システムの改修に係る経費及び介護特会でのシステム改修による繰出金の増額で、合わせて67万2,000円の増額、項2.児童福祉費 目1.児童福祉総務費におきまして、子ども・子育て支援システムの改修に係る経費として321万7,000円の増額をお願いするものでございます。

款5.農商工費 項2.商工費 目1.商工総務費におきまして、奈良県補助金の「もっと良くなる奈良県市町村応援補助金」を活用して、川西町商工会が実施する貝ボタンを含む天然ボタン等のECサイト構築事業を支援する経費として210万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款6.土木費 項3.都市計画費 目1.都市計画総務費におきまして、1億2,643万1,000円の増額をお願いするものでございます。こちらは、駅前周辺整備事業に係る用地購入及び建物等の補償費に係る経費で、繰越予算の中で執行を予定していたものの、事業スケジュールの変更により、令和元年度予算へ移行した経費でございます。これに伴いまして、事業繰越額は減額いたすものでございます。

次に、款7.消防費 項1.消防費 目2.非常備消防費において124万

2,000円の増額をお願いするものでございます。こちらは、平成31年3月31日付で消防団員2名が退職なされたことによる退職報償金を元消防団員に支払うための費用を増額補正するものでございます。

次に、歳入の部でございます。6ページをお開きください。

まず、款2.地方譲与税 項3目1.森林環境譲与税でございますが、市町村による新たな森林整備やその促進に柔軟に活用できる財源として森林環境譲与税が創設されたことによる配分により、32万円の増額を行うものでございます。

次に、款14.国庫支出金 項2.国庫補助金でございますが、目2.民生費国庫補助金について、障害福祉事業及び子ども・子育て支援事業に係り追加して交付されるもので、376万1,000円の増額をお願いするものでございます。

目4.土木費国庫補助金1,137万2,000円の減額をお願いするものでございます。これは、駅前整備に係り予算化いたしておりました社会資本整備交付金の当年度配分額が確定したことによる減額でございます。

次に、款15.県支出金 項2.県補助金 目1.総務費県補助金におきまして、今般、消費税の引き上げによる消費の抑制に伴う地域活力の低下を防ぐため、市町村が取り組む地域の消費喚起につながる事業に対し、奈良県から補助金が140万円交付されるものでございます。歳出で述べました商工費の事業の財源となるものでございます。

次に、款18.繰入金 項1.基金繰入金 目2.自治振興基金繰入金におきまして、60万円を当該基金から追加して繰り入れるもので、これも歳出で申し上げました自治会LED補助の財源とするものでございます。

次に、款19項1目1の繰越金について、平成30年度の決算見込みから追加して1,473万7,000円を見込むものでございます。

次に、款20.諸収入 項3目1の雑入でございます。消防団員等公務災害補償等共済基金から団員の退職報償金124万3,000円が負担されますことから、当該金額について増額を行うものでございます。加えまして、一般社団法人地域活性化センターの移住定住交流推進事業として交付される助成金170万円を増額するものでございます。

次に、款21項1の町債についてでございます。目3.土木債について、先ほど申し上げました駅前対象の事業費の増額に伴い、節2の地域活性化事業債1億2,310万円の増額をお願いするものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ1億3,548万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにより、令和元年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ53億9,783万1,000円となります。

続きまして、議案第25号、令和元年度川西町介護保険事業勘定特別



会計補正予算についてでございます。

4 ページを御覧ください。介護保険に係る個人番号制度対応のシステム改修に伴い、37万8,000円の増額をお願いするものでございます。

これによりまして、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ9億655万4,000円となります。

続いて、議案第26号、令和元年度水道事業会計補正予算についてでございます。

次のページを御覧ください。収益的支出におきまして、人事異動による人件費380万5,000円の増額をお願いするものでございます。

以上により、収益的支出 第1款水道事業費用は、5億4,162万5,000円となります。

次に、議案第27号、令和元年度下水道事業会計補正予算についてでございます。

次のページを御覧ください。これも水道事業会計と同様に、収益的支出におきまして、人事異動による人件費124万円の増額をお願いするものでございます。

以上により、収益的支出 第1款下水道事業費用は2億7,528万8,000円となるものでございます。

以上が、令和元年度の補正予算関係であります。

続きまして、条例の制定及び一部改正等、予算外の議案について、ご説明いたします。

議案第28号、川西町森林環境譲与税基金条例の制定についてでございます。

1枚おめくりください。これは、今年3月29日に公布されました森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、当該譲与税が市町村に配分されることに対して、木材利用の促進や普及啓発等に有効に活用するため、当該譲与税を原資とする基金を造成する条例を制定するものでございます。

次に、議案第29号、川西町附属機関設置条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。条例の概要ですが、これは、右の欄に示しております介護保険及び高齢福祉事業に関して設置している委員会等の設置根拠を明確化するための改正でございます。

次に、議案第30号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。条例の概要でございますが、これは、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、弔慰金の借入れに係る保証人の要件及び利子について改正するためのものでございます。

次に、議案第31号、ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。条例の概要でございますが、これは、ぬくもりの郷グループホームの食材料費及び短期利用時の居住費等についての消費税率引き上げに伴う影響分について、厚生労働省告示に準拠して見直すためのものでございます。

次に、議案第32号、川西町介護保険条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。条例の概要でございますが、これは、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定等に関する政令の一部改正に伴う消費税率引き上げによる低所得者の保険料の軽減強化を行うための条例の一部改正でございます。具体的には、既に行われている第1段階保険料の軽減幅をさらに広げ、加えて、軽減対象でなかった第2段階・第3段階保険料の軽減を行うものでございます。

次に、議案第33号、定住自立圏の形成に関する協定書の変更についてでございます。

4枚目を御覧ください。これは、本協定書の取り組み及び役割分担に「公共施設マネジメントの推進」の項目の追加を行うための変更でございます。

以上でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤彰夫君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの日程第4、承認第6号、令和元年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてより、日程第14、議案第33号、定住自立圏の形成に関する協定書の変更についてまでの11議案については、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） 異議なしと認め、総務・建設経済及び厚生各常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は、既に配付しておりますとお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

日程第15、同意第2号、川西町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町議長（竹村匡正君） 続きまして、日程第15、同意第2号、川西町公平委員会委員の選任についてでございます。

現在の公平委員会の委員の任期が令和元年6月28日で満了することに伴い、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、新たに、川西町

結崎 8 3 0 番地の 4 5、菊池 徹（きくちてつ）氏を選任する議会の同意を求めるものであります。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

議 長（伊藤彰夫君） ただいま説明のありました同意第 2 号について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第 2 号、川西町公平委員会委員（菊池 徹氏）の選任について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

ただいま御同意いただきました川西町公平委員会委員の菊池 徹氏にお越しいただきありがとうございますので、御挨拶を受けることにいたします。

菊池様、どうぞお入りください。

（菊池 徹君 入場）

公平委員（菊池 徹君） 菊池 徹といたします。

その職責がどのようなものかも、不勉強のため、まだわかっておりませんが、皆さんに御指導いただきながら、全うできるように努力いたします。

よろしく申し上げます。（拍手）

議 長（伊藤彰夫君） ありがとうございます。菊池様、よろしく願いいたします。

（菊池 徹君 退場）

議 長（伊藤彰夫君） 続きまして、日程第 1 6、同意第 3 号、川西町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 同意第 3 号、川西町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

現在、固定資産評価審査委員会の委員として就任していただいております勝寫誠二（かつしませいじ）委員の再任につきまして、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の御同意を願うものでございます。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

議 長（伊藤彰夫君） ただいま説明のありました同意第 3 号について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第3号、川西町固定資産評価審査委員会委員（勝嶋誠二氏）の選任について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第17、同意第4号、川西町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 同意第4号、川西町教育委員会委員の選任についてでございます。

現在欠員となっております教育委員について、川西町大字梅戸186番地の5、寺澤均（てらざわひとし）氏を補充選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意を願うものでございます。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

議 長（伊藤彰夫君） ただいま説明のありました同意第4号について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第4号、川西町教育委員会委員（寺澤均氏）の任命について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

ただいま御同意いただきました川西町教育委員会委員 寺澤均氏にお越しいただいておりますので、御挨拶を受けることにいたします。

寺澤様、どうぞお入りください。

（寺澤 均君 入場）

教育委員（寺澤 均君） ただいま教育委員に任命していただきました、寺澤均と申します。

微力ですが、皆様の御指導をいただきながら、川西町の教育の発展に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。（拍手）

議 長（伊藤彰夫君） ありがとうございます。寺澤様、よろしくお願  
いします。

（寺澤 均君 退場）

議 長（伊藤彰夫君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたし  
ました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、6月21日午後2時より再開し、各常任委員会に付託されまし  
た各議案について委員長の報告を求めることにいたします。

また、あすは休会とし、6月12日午前10時に再開いたします。

長時間ありがとうございました。

（午前10時32分 散会）

令和元年川西町議会  
第2回定例会会議録

( 第 2 号 )

令和元年 6月12日

令和元年川西町議会第2回定例会会議録（再開）

招集年月日	令和元年6月12日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	令和元年6月12日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松井 宏至      2番 弓仲 利博      3番 福山 臣尾 4番 堀 格      5番 松村 定則      6番 安井 知子 7番 福西 広理      8番 伊藤 彰夫      9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和      11番 中嶋 正澄      12番 芝 和也	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村 匡正      副町長 森田 政美 教育長 山嶋 健司      総務担当理事 西村 俊哉 教委事務局長 奥 隆至      会計管理者 福本 誠治 総務課長 石田 知孝      総合政策課長 喜多 勲 税務課長 西川 直明      事業課長 山口 尚亮 健康福祉課長 吉岡 秀樹      住民保険課長 大西 成弘 長寿介護課長 岡田 充浩	
	監査委員 出席なし	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 奥田 好志	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	3番 福山 臣尾 議員	4番 堀 格 議員

## 川西町議会第2回定例会(議事日程)

令和元年6月12日(火)午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		一般質問
第2		総括質疑



(午前10時00分 再開)

議長（伊藤彰夫君） 皆さん、おはようございます。

これより令和元年川西町議会第2回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順により、順次質問を許します。

6番 安井知子君。

6番議員（安井知子君） おはようございます。議長の許可を得まして、一般質問させていただきます。

1、文部科学省の教育のあり方に関する諮問について。

4月18日に文部科学省は、小学校から高等学校の教育のあり方に関する総合的な検討を諮問しました。小学校の諮問のポイントは、現行の学級担任制を教科担任制に変更（教員免許制度の見直し）と、小学校5・6年生の英語教育を外国語活動から正規の教科に変更する2点です。もし制度変更が進めば、教師数の増加、予算措置が重要な問題になります。

1.教科担任制度、特に小学校の英語学科の教員について。

新規に採用するのか。予算措置は。

現小学5・6年担任の先生が不安だとの声を上げておられる。対応と施策は。

一方で、現先生とのコミュニケーションの中で、信頼関係のもと、英語を楽しく学んでいくのも一策かも。

次に、教育委員会の指導体制は整っているのか。

次に、一般住民の英語関係パワーを活用する予定は。

2.英語教育の目的は、生徒指導の目的は何かを明確にすべき。

教科書は、来年度文部科学省が指定するとの模様。「Let's Try」「We Can」等、川西町におき、独自の補助教材を準備する計画はありますか。

3.小中学校一貫教育を進める計画を立案すべきでは。

一貫教育には、中等教育型、併設型、連携型があります。

中等教育型は、奈良女子大が独自に小学教育、中等教育、大学教育と3つに区分し、中学と高校を中等教育と考え、6年一貫教育とした。これは、川西小学校においては該当しません。

併設型。一貫教育の場として小学校と中学校が同一構内にあるべき。これも川西小学校には該当しません。

連携型。複数小学校でカリキュラムを合わせ、同じような教育内容で進行する。中学生になったとき、全生徒が同一レベルで、目標を共有し、足並みをそろえて学習できる。複数小学校と中学校1校の奈良市の一貫教育を町教育委員会はどう評価されていますか。前例があるのだから、

式下中学校にも導入できるのでは。

三宅の小学校が20%減少する可能性にかんがみて、小中一貫教育を実施することは、教育予算の効率化、教育の質の向上に役立つのでは。今がチャンス。

また、文部科学省は、2018年の英語教育実施状況の結果を公表しました。英検3級以上は42.6%。政府は、計画上50%を目標としているが、都道府県により地域差が大きい。英会話ができない英語教師がたくさんおられるとか。

では、川西小学校の英語教育をいかに進めていくのか。初期計画が大切になってきます。川西町教育委員会のお考えを伺います。

また、私の2人の孫は、現在、歯科医師を目指し、歯科大学に行っていますが、ゲームが好きな兄にとり、英語はゲームに必須。ゲームをしない弟は、英語で苦勞しております。遊び感覚で子どもに英語を必然として身につけさせることは可能ですか。

現在、日本の英語教育は、文法（主語、述語、動詞、形容詞、現在・過去、関係代名詞）等、一時に教えるのはとても難しい。ところが、子どもたちは非常に耳がいい。そこで、子どもたちに耳で聞いて学ぶヒアリングが大切とのこと。ならば、図書館に小学生が利用できる英語の視聴覚教材、例えばNHKの「for School」などを他種類蔵書すべきと思うのですが、いかがお考えですか。

議 長（伊藤彰夫君） 教育長。

教 育 長（山嶋健司君） 安井議員の御質問にお答えします。

ご質問にありますとおり、この4月に文部科学相より中央教育審議会に対しまして、小学校での教科担任制の拡大、教員免許制度や教育課程の見直しに関する審議、高校普通科の改革、外国人児童生徒への対応、これらを含め、新しい時代を見据えて教育の質を高めるために、幼児教育から高校段階の課題についての網羅的な審議が求められました。これら対応が求められている課題は、社会環境の変化などから、従来の教育システムが転換期を迎えつつあるのではないかというふうに感じております。

まず、ご質問にあります小学校5・6年生における今後の英語教育の進め方と指導体制についてでございますが、小学校では、2020年度の新学習指導要領の実施に伴い、現在5・6年生で必修となっております年間35時間の外国語活動が、3・4年生で必修化となります。また、5・6年生では「英語」という科目が正式教科として追加されます。教科となる「英語」は、「聞く・話す」に「読む・書く」が加わり、4技能を使った言語活動が行われます。このことにより、5・6年生については、今まで年間35時間だった外国語活動が、教科「英語」が追加となったことによりまして年間70時間になり、また、教科となること

から、成績評価も行われることとなります。

具体的な授業内容といたしましては、3・4年生は、英語を通したコミュニケーションの素地を養うため、「聞く・話す」を中心に学び、5・6年生では、英語の基礎を育成するために「読む・書く」が始まり、約600から700個の英単語を学びます。これによって、従来の「読む・書く」といった文法中心の英語から、「聞く・話す」を重視した英語のコミュニケーションの育成を中心とした内容へと変わることになります。

このように、特に小学校高学年の英語教育は、指導内容の高度化プラス指導時間の増加などから、より高度な英語指導力を備えた人材の確保が急務となり、加えて、小学校中学年の担任においても英語に係る指導力が必要となることから、指導体制の大幅な強化が必要となってきます。

国におきましては、専科担任の拡大のための定数改善の検討、県においては、英語専科教員の養成や採用にも取り組まれているところではございますが、現状、英語の専科教員の配置は当面望めないことから、現在、川西小学校の外国語活動において英語の専科講師として町において雇用していますALT、並びに特に高学年を担当する教職員の研修会の実施などにより、指導力のスキルアップを図ってまいりたいと考えております。

また、ご提案にある小学生が利用できる英語の視聴覚教材の図書館への配置の件ですが、これにつきましては、今後小学校とも協議しながら、どのような教材をどこに配備していくのが子どもたちにとって一番有効か等、検討も行いながら対応していけばと考えております。

次に、小中一貫教育についてでございますが、小中一貫教育は、社会環境の変化等により、教育課程の統合化、中1ギャップによる不登校生徒の回避においても効果があると言われております。小中一貫教育については、さきにも申し上げましたが、文部科学相より中央教育審議会に対し、小学校での教科担任制の拡大、教員免許制度や教育課程の見直しについて諮問されているところです。

また、文科省においては、小中一貫教育の推進に資する効果的な取り組みの普及を図るため、平成27年度より平成30年度まで、先導的な取り組みを実施する5県・14市町村・3政令指定都市に業務委託を行い、公教育の質の向上のための施策にも取り組まれているところです。

奈良市の一貫教育についての評価・検証には至っておりませんが、ご存知のように、式下中学校は川西町・三宅町の組合立での運営となっております。議員ご質問の中では、「三宅小学校児童が20%減少することから、予算の効率化、教育の質の向上に役立つのでは」との御意見ですが、委員会といたしましては、小中一貫教育を実施する場合は、式下中学校の三宅町との分離、もしくは、設置主体は異なりますが、実施しよ

うとする教育課程においての川西小学校と三宅小学校との完全一致が必要になってくると考えているところです。

また、9年間を一体的に捉えた指導体制を行おうとする場合、専科制に合わせた教員数の確保、教員の免許制度においても課題が残ることも想定できます。

以上のようなことも含め、総合的に判断した場合、現時点では、中央審議会の答申、国による検証、並びに県内の動向等に注視しながら研究していく必要があると考えられます。

なお、保・幼・小・中における学びの連続性については、その充実に努めていくことが必要であることから、その前段階として、本町では現在、保・幼・小の連携に取り組んでおります。幼児教育におきましての小1プロブレムにも影響する小学校入学当初での学習プロブレムへの対応、小学校以降の教育を意識したカリキュラムの実施が保・幼・小の円滑な接続を図るためにも必要と考えておりまして、これに係る取り組みを進めているところです。

ご理解、よろしくお願ひいたします。

議 長（伊藤彰夫君） 次に、2番 弓仲利博君。

2番議員（弓仲利博君） よろしくお願ひいたします。

1. 待機児童についてご質問いたします。

「川西こども園に入園を希望していますが、定員いっぱいに入れず、待機状態で順番待ちです」と、児童の親御さんからの声を聞きますが、設備規模・敷地面積などを考慮すると、もう少し受け入れ人数を増やすことが可能のように思われるのですが、町としてはどのように対応されているのでしょうか。

また、成和保育園はまだ少しの入園が可能のようですが、川西幼稚園、成和保育園の年齢ごとの各クラスの定員と現在の受け入れ人数と、川西こども園の幼稚園部分と保育所部分の各クラスの定員と現在の受け入れ人数及び自己都合待機の児童の状況をお知らせ願ひしたいと思います。

続きまして、2. 建物の耐震状況について。

保田にある成和保育園の各建物の建築年と耐震補強工事の施工状況を教えていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

議 長（伊藤彰夫君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 弓仲議員の御質問にお答えいたします。

初めに、待機児童についてのご質問で、まず、川西こども園の受け入れ人数を増やすことへの対応についてでございますが、受け入れ人数を増やすことについては、以前より町から川西こども園に要望しているところでございます。2歳児、3歳児、5歳児クラスにおいて、定員のおの15名のところ、現在、預け入れ希望の状況を踏まえて16名受

け入れていただいております。

受け入れ人数を増やすことについては、保育士の定数や安全管理の上での基準を遵守する必要があるなど、安易なことではございませんが、子育て世代の皆様の御要望もお伺いしながら、これからも可能な限り当該こども園を運営する社会福祉法人愛和会様と調整を行っていく所存でございます。

次に、令和元年6月1日現在の川西幼稚園、川西こども園、成和保育園の定員と利用人数についてお答えいたします。

川西幼稚園の定員と利用人数の状況は、各クラス定員40名に対しまして、3歳児34名、4歳児36名、5歳児37名の利用状況でございます。

川西こども園、1号認定・幼稚園部分につきましては、3歳児、4歳児、5歳児各クラス定員5名に対しまして、受け入れ人数は、3歳児5名、4歳児3名、5歳児0名でございます。2号・3号認定の保育所部分につきましては、0歳児クラス定員10名に対しまして8名、1歳児から5歳児までの各クラス15名の定員に対しましては、1歳児15名、2歳児16名、3歳児16名、4歳児15名、5歳児16名という受け入れ状況でございます。

成和保育園につきましては、0歳児定員9名に対しまして5名、1歳児定員18名に対しまして14名、2歳児定員18名に対しまして19名、3歳児定員20名に対して16名、4歳児定員25名に対して15名、5歳児定員20名に対して19名という受け入れ状況でございます。

次に、待機児童の状況についてお答えいたします。

新規の応募者には、成和保育園、川西こども園の両園の年齢ごとの定員総数と、新規で受け入れる可能性のある児童数を説明しております。また、第1希望で入れる見込みが低い場合には、別の園も第2希望として検討いただけるよう説明しております。しかし、まれに第1希望の申し込みしかされない家庭もあり、その場合は、特定の園しか希望しない自己都合待機であるため、国の待機児童調査の基準では待機児童にはカウントされません。本町もこのような国に準拠した基準で考えております。

川西こども園のみを希望される方の待機児童は、1歳児4名、2歳児4名という状況でございます。

続きまして、成和保育園の建物の建築年と耐震状況についてお答えいたします。

まず、児童の利用していく保育棟は昭和50年に建築されており、専門家による耐震診断を平成21年度に実施されております。その診断で、耐震改修不要と診断を受けております。給食調理の棟につきましては、成和保育園に確認いたしましたところ、詳細な建築年は不明で、昭和4

0年ごろに建築されたと回答を受けております。給食棟については児童が利用する施設ではないため、耐震診断は行っていませんが、成和保育園において独自に補強工事を行い、必要な安全措置を講じております。

私立の保育所の耐震状況に対しましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律などでは町は所管行政庁には当たりませんが、震災発生時には子どもたちの生命にも関係してくることでございますので、当該施設の耐震状況などには今後とも留意していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤彰夫君） 弓仲議員。

2番議員（弓仲利博君） 成和保育園保育棟は昭和50年建築で、平成21年の耐震診断から10年たちます。新耐震基準も近年何度か改正されていますが、10年前の耐震診断が現在も有効なのでしょうか。

また、成和保育園給食調理棟は、保育園独自の診断と補強だけで本当に大丈夫なのでしょうか。給食調理棟のすぐ横を児童たちは毎日何回も行き来しています。もし地震、倒壊、火事でも起こったらと、大事な子どもを預ける親御さんたちは心配していますよ。

川西こども園がいっぱい成和保育園を勧めるのであるならば、まずこれらの不安点を解消して、指導責任を果たしていただきたいと考えます。

今年の5月に、子ども・子育て支援法改正案が衆参両議院で可決され、この10月から保育園の保育料の無償化が実施されます。このことにより、保育園入所希望者が増えることが予測されます。これらを踏まえて、町としては、今動かなくてはならないのではないのでしょうか。

川西町の少子化での人口減少を食いとめるためにも、子育て支援の問題は重要な案件の一つです。その中でも最も身近で見逃すことのできない自己都合待機の現状にも御配慮願えれば幸いです。

率直な御意見をお願いいたします。

議長（伊藤彰夫君） 副町長。

副町長（森田政美君） まず、耐震の問題でございます。

耐震の基準につきましては改正がございますけども、平成18年1月の国交省の告示によるI s値の目安というのは、0.6があれば地震に対する倒壊または崩壊する危険性が少ないということですので、保育棟につきましては問題ないと考えております。

ただ、議員お述べの給食棟につきましては、見た限りでも危うい建物としますので、先ほど町長が申しましたように、町としては監督庁ではございませんけども、改修についての指導というかご助言というか、お願いをさせていただきたいと考えております。

それから、自己都合につきましては、どうしても愛和会のほうに通園したいというお気持ちはよくわかるんですけども、何分、教室があっても保

育士の確保とか、園にはそれぞれの事情というものがございますので、それは第1希望をかなえていただくことが一番よろしいとは思いますが、御家庭の事情でどうしても保育所に預けて働きにいかんなんとかいう事情がございましたら、成和保育園にはまだ受け入れの余裕がございますので、そちらをお願いしているところでございます。

議長（伊藤彰夫君） 5番 松村定則君。

5番議員（松村定則君） おはようございます。松村定則であります。議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

学校教育におけるICT活用についてお伺いいたします。

コンピュータの発達が目覚ましく、コンピュータチップは、私たちの周りの道具にはほぼ組み込まれていると言っても過言ではありません。特に携帯電話・スマートフォンは、私たちの生活に溶け込み、その利便性の高さは多くの方が体験しております。仕事場、学校、家庭にはパソコンが普及し、最近はいちばんのよいタブレット端末が出回っております。時代の流れに伴い、アプリケーションソフトの開発も進み、多様なアプリが提供されております。

文部科学省では、2020年度からの小学校プログラミング教育の全面実施に向けて、教育課程編成や学習指導等の側面とICT環境整備の側面との両面から計画的に進めることが必要であるとしています。

川西小学校では、早くからパソコンを導入して学習に活用されていますが、プログラミング教育の実施に向けての研修や教材研究等の準備やICT環境整備についてお聞かせください。

それから、特別支援学級に在籍の生徒の中には、読むこと、書くことに困難さを持つ子どもさんがおられます。書字に困難がある場合、鉛筆で紙に書くということが難しくても、タブレットやパソコンを使えば多くの文章を書くことができるという事例があります。読むことに困難がある場合は、デジタル教科書などの使用により困難さを改善・軽減できた事例もあります。

障害のある子どもたちのためにタブレットを活用した学びで認知機能の改善、学習意欲の向上、自立支援、コミュニケーション意欲の向上に有効であることが、多くの大学や研究機関などから発表されており、支援学校などで導入されて、その成果を上げておられます。

そこで、生徒一人一人の障害の状態に応じ、教育的ニーズにきめ細かな目標や内容、方法を設定した個別の指導計画に基づき、本人・保護者から自己所有のタブレットを学校への持ち込み許可の申し入れがあった場合に、持ち込みを検討いただけるか、子どもたちの教育環境をどう整備していかれるのか、お聞かせください。

以上、質問とさせていただきます。

議長（伊藤彰夫君） 教育長。

教 育 長（山嶋健司君） 松村議員の御質問にお答えさせていただきます。

最初に、プログラミング教育の実施に向けての研修、教材研究等の準備、ICT環境整備についてでございます。

まず、プログラミング教育の実施に向けた研修としては、平成29年11月から平成31年2月の間に実施されましたICT活用教育エバンジェリスト育成研修へ教員1名をプログラミング教育の指導者として派遣し、研修を受講いたしました。

また、昨年度は、教材ソフト開発会社にICTサポート員の派遣を依頼し、教材ソフト活用研修を夏季休業期間中に実施し、本年5月にも、いわゆるプログラミング教育の実施に備え、プログラミング教材活用研修を小学校において実施しており、教職員の校内におけるICT活用のスキルアップに取り組んでおります。

また、本年度におきましては、来年度よりの改定学習指導要領の本格実施の準備として、補助金を活用いたしまして、主に理科で活用することを目的としたプログラミング教材の整備を行うこととしております。

次に、ICT環境整備についてでございますが、今年度は、教室用の電子黒板に接続するタブレットPCを、普通教室14台、特別支援教室5台の更新を予定しております。次年度以降におきましても、国における教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画、すなわち平成30年から令和4年の5年間で学習用コンピュータを3クラスに1クラス分の整備、教職員の働き方改革のための統合型校務支援システムの導入、校内LANの高速化やセキュリティ強化等が求められておりまして、計画的整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、特別支援学級入級児童や、入級に至らないまでも学校生活を送る上で何らかの学びにくさを抱える児童への支援の一つとして、その導入により成果を上げているICTツールの活用は非常に有効であると考えております。広く活用可能なツールにつきましては、学校備品や教材として整備を行っていくことが理想とは考えますが、財政状況などからも、早急な整備は困難な状況にあることも否めません。

しかしながら、学びにくさを抱える児童は、日々、学習能力とは別に困難さを抱えながら学校生活を過ごしていることもまた事実であります。これらの解消のために、児童所有のICTツールの学校への持ち込みを許可することはできないかという御質問でございますが、持ち込むことにより、例えば文字を書くのが極端に遅く、板書に追いつかない児童ならば、カメラで撮って文字認識ソフトを使い学習できる、他人の声が聞き取りにくい児童ならば、音声認識ソフトを使用して文字にする等、タブレット一つで通常学級での授業が受けられる、ついていける、そして理解できる授業が広がっていくというように、有効な手法になると思っております。



一方、課題としては、対象となるのが小学校児童ということから、児童同士のやっかみなどが生じないか、保護者間の理解が得られるか、雪崩式に持ち込み要求が出てこないか、第三者等の関与で破損した際の補償等々の問題が想定できます。これらの課題等検討しなければならないことも多々想定されますことから、導入を行っています学校の状況の確認や、直接対応することとなる学校現場とも調整しながら、できるだけ活用が可能となるよう検討してまいりたいと思っております。

御理解をよろしくお願いいたします。

議 長（伊藤彰夫君） 松村議員。

5 番議員（松村定則君） プログラミング教育などの活用研修など、ICT環境整備を予定されているとの御回答、ありがとうございます。

プログラミング教育は、単にパソコンを使えるようになるのが目的ではなく、プログラミングの論理的な思考力を身につけ、理科や算数の学習につなげることが目的と申し添えておきます。

それから、タブレットの活用のメリットは、子どもたちだけではなく、先生方にも、授業の振り返りや情報の共有などで、子どもたちのより理解しやすい授業ができることがあるようです。タブレットの持ち込みは、子どもたちや保護者などの理解や協力が必要だと思えます。不安があるから認めないのでは、前には進めません。困っているのは子どもたちです。

インクルーシブ教育の実現のためにさらなる御検討をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議 長（伊藤彰夫君） 4 番 堀 格君。

4 番議員（堀 格君） 堀でございます。よろしくお願いいたします。

教育長への質問が続いておりますけれども、私もその関係になります。それだけ教育関係についての関心が高いんじゃないかと思っております。私は、全国学力・学習状況調査についてお伺いしたいと思えます。

全国的な児童生徒の学力状況を把握する全国学力・学習状況調査というものが、平成19年度から文部科学省において実施されまして、本年度も去る4月18日に、小学校6年生、中学校3年生の児童生徒に調査が行われました。調査の内容は、教科に関する調査と、もう1つ、生活習慣や学校環境に関する質問趣旨による調査と2つあるんですが、そのうち教科に関する調査についてお伺いをいたします。

教科につきましては、国語と算数・数学に加えまして、平成24年度から3年ごとに理科が追加、今年度から中学校には英語が追加されました。その調査結果は、毎年夏ごろに発表されてまいりました。

さて、当川西町では、人口減少を抑えるべく、転出を少なく転入を増やそうと、魅力あるまちづくりとしまして結崎駅周辺の整備や企業の誘致を進めているところでありますが、そのほかに、やはり若い人にとっ

ての大きな関心事は教育環境であります。その観点から言いますと、先ほどの学力調査結果が改善されつつあるとはいうものの、まだ奈良県の平均には及んでいないというのは、まことに残念であります。

テストの平均点が全てというわけではありませんが、わかりやすい指標であります。これまでの取り組みについて、まずお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

議長（伊藤彰夫君） 教育長。

教育長（山嶋健司君） それでは、堀議員の御質問にお答えいたします。

学力・学習状況調査につきましては、全国の小中学校を対象に、毎年小学6年の児童と中学3年の生徒に対し調査が行われております。学力調査につきましては、国においても言われておりますとおり、学力の一部についての調査であること、また、調査対象となる児童生徒は毎年変わることをまずは御理解いただきたいと思います。

「平均正答率、いわゆる平均点については改善傾向であるが、まだ奈良県平均を下回っている。これまでどういう取り組みをしてきたのか」という御質問ですが、まず、近年の学力・学習調査結果として、川西小学校の平成29年度は、国語B、いわゆる基礎的・基本的知識・技能を活用することができるかどうかについては、県と数ポイント差はあるものの、他の国語A、いわゆる基礎的・基本的な知識・技能が身につけているかどうか、並びに算数A、算数Bについての正答率は、県とほぼ同ポイントとなっております。また、30年度は、算数A・Bにおいて県を数ポイント下回っていますが、国語A・Bについては、県とほぼ同ポイントとなっております。

次に、式下中学校になりますが、平成29年度は、国語A・B、数学A・Bとも約5ポイント、県より低い状況でありましたが、平成30年度は、国語A・B、数学A・Bとも県とほぼ同ポイントであり、国語Bにおいては県を1ポイント上回っていました。特に平成30年度、式下中学校としては大きく改善が見られたという結果となっております。

学校・委員会におきましてのこれまでの主な取り組みといたしましては、小学校においては、朝のモジュール時間の15分や昼休み時間を活用し、国語、算数等での学力の底上げ、また、一部学年での習熟度別指導の導入により、基礎・基本の定着を図っております。また、教育委員会といたしましても、1年生における副担任制の導入、少人数指導の実施、水曜日に実施しています放課後学習教室への支援等を行いながら、学力向上に向けての取り組みを図っているところであります。

あわせて、令和2年度より全面実施されます新学習指導要領の内容を踏まえ、中学年での外国語活動、高学年での外国語授業を教育課程に位置づけて、平成30年度よりの先行実施とし、新学習指導要領に位置づけられています主体的・対話的で深い学びの実現に向けての授業改善や

や、職員研修の充実に取り組んでまいりました。

また、子どもたちが日々の学習の中で自分で考え、自分で進んで取り組める学習態度の醸成や、学級の友達と話し合う活動を通して考えを広めたり深めたりする場面を多く取り入れた学習活動への工夫、実践を大切に、平成30年度においては「聞く力」の育成に重点を置き、全校体制で指導方法の工夫改善にも取り組んでおります。

また、学習状況調査の結果から、基本的な生活習慣が身につけている子どもたち、家庭での学習をしっかりと行っている子どもたち、自己肯定感の高い子どもたちは正答率が高い傾向にあることから、基礎学力定着のため、学校での学習活動とともに、各御家庭での基本的な生活習慣の確立と家庭学習の習慣化について、保護者、地域の皆様方にも協力を改めてお願いしたいと考えているところです。

委員会といたしましても、令和2年度に新学習指導要領に変更となることから、新指導要領に沿った形での授業時数の確保対策、タブレット端末等のICT環境の整備等によるさらなる授業支援などに取り組んでまいりたいと考えておりますので、一層の御支援、御協力についてお願いいたしまして、御質問への回答とさせていただきます。

議長（伊藤彰夫君） 堀議員。

4番議員（堀 格君） 御回答ありがとうございました。

先ほどの回答にありましたように、徐々に平均正答率が上がってきているという、その努力に対しましては改めて敬意を表したいと思うんですが、2点ばかり重ねて御質問したいと思います。

この調査の目的は、調査しただけでなくて、調査した結果を踏まえて、中をよく分析して、課題を検証して、改善を図っていくというところにあるわけでありまして、それに伴いまして、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てるとというのが本来の目的でありますので、この調査・分析という点を大いに深めていただきたいと思います。

奈良県でいきますと比較的レベルの高い生駒市なんかを見ますと、担当の方には一部コピーを渡しましたけれども、ホームページを見ますと、調査・分析というのは非常に綿密にやられているわけですね。そのところを大いに深めていただきたいと思いますというふうに思います。

その中で、この調査に関しましては、先ほど教育長の答弁がありましたように、ベースとなる知識に関する調査と、その知識を活用する活用面での調査と2つあるんですね。川西町の場合には、どちらかといいますと、活用のほうがやや低いトレンドにありますので、そのところを改善していくようにしていただきたいと思います。

2つ目に、教育長の答弁にありましたけれども、生活習慣の関係も大いに学力に影響があるということでもあります。現在の学校のあり方としまして、やはり全ての責任を学校の先生に負わせるのではなくて、学校と

教育委員会、PTA、それだけでなく、今は地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組んでいく、地域とともにある学校、最近、いわゆるコミュニティスクールと言われておりますが、それを目指していかなければならないと思っております。我々も微力ながら放課後学習会というものに参加して、少しでもお役に立てればと思っております。

いずれにいたしましても、これから学校と学校以外のあらゆる関係者の皆さんがともに知恵を出し合って、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えて、地域とともにある学校づくりを進めていくことにあります。そのためには、当局の積極的なリーダーシップの発揮をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

議 長（伊藤彰夫君） 教育長。

教 育 長（山嶋健司君） 学力・学習状況調査の結果分析は非常に重要な部分だと思います。学力の部分につきましては、6年生、特に高学年になってくるんですけれども、その先生方に直接「ちょっと分析してよ」と。そうすれば、どの部分でつまづいているとかいうのが先生自身も非常に理解できるし、それに合わせた授業展開もできるのではないかとということで、その指導は一応やらせていただいています。

分析結果につきましては、県なり国なり、それなりには出てくるんですけれども、町としての部分というのは特にはやってないんですけれども、授業のやり方、進め方等につきまして、とりあえず学校を指導させていただいて、それから委員会のほうへ返ってくる。それに基づいた対応を委員会としてはさせていただくというような形で現在は進んでおります。

次に、生活習慣の影響という部分は本当に非常に大きな部分で、特に御家庭での学習時間が、1学年がたしか20分でしたかね、そういうふうな形で一般的にも言われているんですけれども、とてもそこまで行っていない。それと、テレビゲームとかテレビの時間、スマホとかの活用時間が非常に長い。そういう部分というのは、御家庭の中でルールを決めていただいで対応していくしかないかなと。学校で使うものではないので、そういう部分では、やっぱり保護者の御理解、御協力は必要不可欠になってくると思います。

それと、もう一点、CS、コミュニティスクールの件なんですけれども、今、奈良県版CSということで県のほうでは進められております。教職員の人事権を除いた部分のコミュニティスクールの組織を図っていくという感じなんですけれども、その方向に向けて、去年度からそのリーダー的な方も位置づけさせていただいて、どういう形で進んでいくのが一番いいのか、あと、地域の皆さんの御協力をどういう形で得ていったらいいのか、そういう部分について御協議願っているところです。

以上です。

議長（伊藤彰夫君） 次に、3番 福山臣尾君。

3番議員（福山臣尾君） 福山臣尾でございます。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

島の山古墳の整備について。

平成6年から8年にかけて発掘調査が完了し、平成14年9月、島の山古墳が国の史跡指定を受け、出土品は国の重要文化財の指定を受けることとなりました。本町としても、この段階で重要な史跡との認識だったかと思えます。

平成15年、島の山古墳の整備について基本構想を策定されましたが、その後、平成17年4月、川西町財政非常事態宣言の発令、平成21年、川西小学校耐震問題により、平成24年から25年にかけて川西小学校校舎の建てかえ工事、その後、結崎駅周辺整備、唐院工業団地企業誘致など大型案件により、島の山古墳整備計画は当初の予定より大幅におくれました。

2017年度川西町第3次総合計画 施策評価に関する報告書によりますと、2016年（平成28年）基本構想、2017年（平成29年）保存活用計画（策定済み）、2018年（平成30年）報告書・基本計画、2019年、追加指定・基本設計、2020年、実施設計、2021年、工事着手となっております。

この島の山古墳を住民同士の憩いの場、学習の場に、史跡公園として整備するとうたっておりますが、島の山古墳について、整備完了予定時期、現状の段階での計画、その他進行状況、計画の変更等がないのか、また、いつごろ、どの段階で、住民に島の山古墳整備に関しての思いや意見を聞く機会を持たれるのか、また、整備に関する説明を行う機会をつくっていただけるのか、お尋ねしたいと思います。

よろしく願います。

議長（伊藤彰夫君） 教育長。

教育長（山嶋健司君） それでは、島の山古墳の整備につきまして、福山議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、島の山古墳整備に係りますこれまでの経緯等につきまして、少し御説明を申し上げたいと思います。

島の山古墳は、平成14年9月に国の史跡指定を受けましたが、国の三位一体の改革などによる交付税の減少などから町財政が不安定となったこと、並びに小学校の建てかえ等の大型事業を優先して実施したことなどにより、議員御指摘のとおり、当初の整備予定から見ますと、大幅なおくれとなっております。

そのような状況ではありましたが、平成30年度末現在には、町の第3次総合計画にもありますように、基本構想に始まり、保存活用計画、

島の山発掘調査報告書、基本計画の策定までを終えることができました。

以降の整備計画についてであります。基本計画策定時に島の山古墳の現状を再度確認するために、整備検討委員会のメンバーが島の山の内部に入りましたところ、予想以上に竹が繁殖していることがわかりました。議員お尋ねの島の山古墳の整備については、次の段階として設計に着手することになります。基本設計を策定するに当たっては、さきに申し述べました竹の状況を踏まえて行う必要が生じてまいりましたことから、今年度中に島の山古墳整備検討委員会を数回開催して、その協議の中で竹の状況等も精査しながら基本設計の策定を行い、それをもとに令和2年度に実施設計、当該実施設計に基づく工事を令和3年度からスタートさせていく予定としております。

整備完了までは約10年の期間を想定しておりますが、その中で期間を3期に分けて推進し、各期の終了時には仮公開を行いながら、令和13年度の整備完了を目指しているところです。整備期間が長期になることにつきましては、さきにも述べましたように、やむを得ず竹の伐採処理や護岸工事等に数年かかってしまうことによるものです。

次に、計画変更の有無についてでございますが、基本的には、今まで申し上げてまいりましたスキームで進めてまいりたいと考えております。

また、古墳領内で未買収となっております土地1筆について、平成30年度に地権者の承諾が得られましたことから、追加指定に向けた意見具申などを文化庁に提出しましたところ、今年度中にも追加指定となる見込みとなりましたことを報告させていただきます。

御質問の最後の住民の皆様への御意見を聞く機会の設定並びに整備に関する説明についてでございますが、これにつきましては、本年度中のパブリックコメントの実施を予定しております。また、同様に住民の皆様とともに効率的・継続的な協働体制を確立していくための、仮称になりますが、史跡島の山古墳保存活用協議会の立ち上げについても検討してまいりたいと考えているところです。

現在の島の山古墳整備に係ります状況といたしましては以上となりますが、引き続きの御支援、御協力についてお願い申し上げまして、回答とさせていただきます。

議長（伊藤彰夫君） 福山議員。

3番議員（福山臣尾君） 御回答ありがとうございます。

現在、島の山古墳の現状を見ると、かなり竹が生えて、厳しい状態かなと思います。でも、今年ですか、大阪府の百舌鳥・古市古墳群が世界文化遺産に登録され、近年は古墳ブームということも言われておりまして、古墳女子、古墳ガールと呼ばれる方も存在しているようなので、10年と言わず、できる限り早く整備計画を進めていただきたいと思います。

整備計画ですけれども、費用負担とかその辺はどのようになっているのか、わかっている範囲でお答えしたいと思います。

議長（伊藤彰夫君） 教育長。

教育長（山嶋健司君） すいません、今ちょっと細かい資料の持ち合わせがないので。国・県の負担が当然ありまして、県と町が大体同じ金額になります。（「割合というのは」と福山臣尾君呼ぶ）

ちょっとそこは頭に残ってないので。変わってくるので。申しわけないです。

議長（伊藤彰夫君） 7番 福西広理君。

7番議員（福西広理君） おはようございます。7番 福西広理でございます。議長の許可をいただきましたので、事前通告書どおり、川西町人口ビジョン及び川西町まち・ひと・しごと総合戦略について質問いたします。

平成27年度に5カ年計画で策定された川西町人口ビジョン及び川西町まち・ひと・しごと総合戦略が、本年度で最終年度となります。この総合戦略は、平成26年に公布されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、本町の人口減少に歯どめをかけ、将来に向かって活力ある川西町を維持するための施策・計画とされており、大まかに4つの基本目標が設定されております。

そこで質問ですが、総合戦略策定から3年経過した現段階で、当初設定したKPIの達成状況、施策の見直しや改定状況、また、川西町の人口推移はどのようになっているのかをお示しいただきたいと思っております。

議長（伊藤彰夫君） 町長。

町長（竹村匡正君） それでは、福西議員の御質問にお答えいたします。

川西町まち・ひと・しごと総合戦略とは、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府と地方が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することを目指すため策定した5カ年の計画になります。

川西町まち・ひと・しごと総合戦略には、4つの基本目標、「1 地域における安定した雇用をつくる」、「2 新しい人の流れをつくる」、「3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」を設けております。こちらの基本目標には全部で34のKPI（業績評価指標）が設けられており、KPIの達成状況については、本町では総合戦略の検証は最終年度に行うこととしておりますので、現在、その検証を進めているところでございます。この検証結果を踏まえた上で、施策の見直し、改定を行い、第2次総合計画の策定を行う予定としております。

次に、人口推移でございますが、2016年から2018年の3年間は、死亡と出生の人口増減である自然増減はマイナスでございましたが、

転出と転入による人口増減である社会増減はプラスで推移しております。また、平成27年の総合戦略策定時における国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、2040年に5,711人であったのが、最新の将来推計人口では、6,024人に改善されておるところでございます。以上でございます。

議長（伊藤彰夫君） 福西議員。

7番議員（福西広理君） まず、K P Iの達成状況について現在検証を進めているところと御答弁いただきましたが、この総合戦略は平成27年度から令和元年度までとされており、今年度が最終年度となっておりますが、計画を策定してから最終年度まで、一度も評価検証を行っていなかったということになります。

川西町まち・ひと・しごと総合戦略の「基本姿勢」の項目に「P D C Aサイクルの構築を行う」と明記されておりますが、検証と見直し、改定という部分が全く行われていなかったのはなぜなのかという部分、もしくは、この総合戦略は本町にとって重要施策ではなく、国からの地方創生関連の補助金を引っ張ってくるためのみのツールであるとして、本町職員の労力を評価・検証には割かないと考えておられるのか、町長のお考えをお示しいただけますでしょうか。

以上です。

議長（伊藤彰夫君） 町長。

町長（竹村匡正君） 福西議員仰せのとおり、川西町まち・ひと・しごと総合戦略には、P D C Aサイクルの構築を行うこととされております。御指摘の事項でございますが、このサイクルの中で、P D C Aのうちのチェック、アクションの部分ができていないのではないかとということでございますが、本町の総合戦略のK P Iには毎年度測定できない指標も含まれておりますことから、先ほど申し上げましたとおり、当初の実施段階から最終年度で検証することとしておるところでございます。したがって、仰せのとおり、最終年度を迎えて、いまだチェック、アクションができていない状況にはなっております。

ただ、その中でも地方創生の交付金事業については、最終年度を待たずに外部の有識者を招いて検証を行っております。また、町の最上位計画でございます第3次総合計画におきましては、こちらの総合戦略を含む全ての町の施策を網羅しておりますので、その中で総合戦略に関する施策の検証を毎年度実施しておると認識しておるところでございます。

次に、本町にとっての総合戦略の扱いでございますが、地方創生関連の補助金を引っ張ってくるためだけのツールというような位置づけではなく、本町の安定的な発展に不可欠である人口減少の抑制等、地域振興の基本方針であると考えております。したがって、評価・検証についても効率的に行っていくべきものと考えております。また、唐院工業



団地周辺整備事業などは、その取り組みの一例であると考えておるところでございます。

とはいえ、5年間という長い計画期間におきましては、社会情勢の変化など、当初計画から大きく乖離が生じ、計画の見直しが必要となることもありますので、第2次の総合戦略の策定に当たっては、計画期間途中での検証・見直しを検討するとともに、しっかりと現計画の検証を行った上で、効果のある施策に重点を置いた計画にするよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤彰夫君） 福西議員。

7番議員（福西広理君） ありがとうございます。この総合戦略は、本町にとって重要な基本方針であるということとして理解いたしました。

この総合戦略は、平成27年度に策定業務委託料として756万円を外部業者に支払って策定しておりますが、第2期総合戦略は、今年度、令和元年度中に策定しなければならないと認識しておりますが、今年度の当初予算にこの策定業務委託料というものが計上されておりましたけれども、これは、本町職員独自で策定業務を行っていくということによろしいでしょうか。

議長（伊藤彰夫君） 町長。

町長（竹村匡正君） これから第1次の総合戦略につきましてKPIを含む数値目標の検証、取りまとめを行っていく予定でございます。議員仰せのとおり、次の第2期総合戦略の策定については、これから今年度下期に策定を計画しておるんですけれども、第1次で業者の力を活用させていただいて策定しておりますので、第2次については職員で対応させていただきたいと、現在のところ考えておるところでございます。

以上です。

議長（伊藤彰夫君） 福西議員。

7番議員（福西広理君） しっかりと検証結果を踏まえた上で、本町の特色を捉えた独自の総合戦略の策定に当たっていただきますことをお願いいたします。

次に、人口推移の点ですけれども、自然増減はマイナスになっているが、社会増減はプラスに推移しているということで、これは本町がこれまで行ってきていただいた施策が非常に有効に働いたものであると評価するところでございます。

ただ、こちらもどの施策が転入増につながったのか、また、どの施策の効果がなかったのかというところをしっかりと検証し、効果のある施策を重点的に行っていただきたいと思います。

また、社人研の将来推計人口が、2040年に5,711人であったのが、6,024人、約6,000人に改善されているということですが、

平成28年に作成した川西町人口ビジョンの中で、本町の目標人口は2060年におおむね6,000人以上としていますので、社人研の予測とは20年の乖離があります。目標人口を定めて人口減少に歯どめをかける対策は重要であるとは考えますが、一方で、実情の人口推移を直視し、人口が6,000人を下回っても、未来の川西町民に大きな負担を残さないまちづくりの計画が必要と考えます。

今後の結崎駅周辺開発も含め、インフラ整備などの長期計画をどのように立てていくのか、町長の今後の方針をお聞かせいただけますでしょうか。

議 長（伊藤彰夫君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 福西議員の御質問でございますが、現実の人口推移を直視して、人口が約6,000人程度となっても、未来の川西町民に大きな負担を残さないまちづくり、人口減少社会を見据えた長期的なインフラ整備計画についてでございます。

福西議員おっしゃるとおり、行政規模に応じた、負担にならないインフラ・公共施設の状況を維持していくことが必要であると考えております。したがって、施設等の整備については、基本的には人口に応じた縮小傾向で移行していくものと考えております。しかしながら、一方、人や企業にとって住みやすく魅力ある将来の川西町を築いていき、昼間人口や関係人口を増加させ、収税構造を安定させていくという観点も必要と感じておりますので、インフラ整備計画については、一面を捉えるのではなく、多面的に比較考量して総合的に考えていく必要があるのかなと考えております。

一方、今後の人口減少を踏まえた中長期的な視点からは、公共建築物、インフラ施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合を計画的に行い、財政的な負担を軽減・平準化するとともに、最適な配置・運用の実現に向けて進めるために、平成29年3月に川西町公共施設総合管理計画を策定しております。その中で、施設の更新または長寿命化の試算も行っているわけですが、延べ床面積やトータルコストの縮減に関する目標を明記するような形の、より具体的な当該総合管理計画への改定も今後行う予定でございますので、御質問のインフラ整備の長期的な計画につきましては、その中で考えていきたいと思っております。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） 福西議員。

7 番議員（福西広理君） 川西町公共施設総合管理計画の改定を今後行う中で長期的な計画を考えていくということですが、今年度の当初予算にこの計画改定の委託料569万円が計上されておりますので、今年度中に改定を行っていただくと認識しておりますが、ここに各施設の個別計画の策定はあわせて本年度中に行うのかどうかというのをお聞かせいただけま

すでしょうか。

議 長（伊藤彰夫君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 個別計画の策定でございますが、当初予算でも計上しておるとおり、策定に向けて検討しておるところでございます。

そして、個別計画なんですけども、政府のほうで個別施設計画を立てるような指針がございますが、特に本町におきましては、施設の大分類ごと、例えば文化系であったり行政系であったり住宅系であったりと、そういった形で策定していく予定でございます。

以上でございます。

議 長（伊藤彰夫君） 福西議員。

7 番議員（福西広理君） ということは、各担当課でそれぞれ行うのか、財政課でその業務を担うのか、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

議 長（伊藤彰夫君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 一義的には、担当課でございます総務課で担当させていただきます。ただ、詳細については、個別の部局に確認をとりながらという形になるかと考えております。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） 福西議員。

7 番議員（福西広理君） これから少子高齢化や人口減少が急激に進行し、財政状況が厳しくなっていく社会の中で、公共施設の管理計画、ファシリテイマネジメントというものが非常に重要であるとされております。

本町におきましても、次世代に大きな負担を残さない、不公平感のないように、しっかりと計画を立てていただき、明るい活力あるまちづくりに取り組んでいただきますことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

議 長（伊藤彰夫君） 1 番 松井宏至君。

1 番議員（松井宏至君） おはようございます。1 番 松井宏至でございます。議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

私からは、町の「防災力」向上についての質問でございます。

その前に、昨晚も目が覚めるような雷が鳴りました。あの大雨で川西町に何ミリの雨が降ったかということをお存じの方はこの中にいらっしゃるでしょうか。約 16 ミリから 18 ミリの雨が約 1 時間にわたって降りました。あれがもし 2 時間続いていましたら、この川西町はどうなるか、3 時間降り続くとどうなるかということをしつかりと認識した上で、これからは私たちに与えられた時間というものを考えていかなくはないと再認識させていただいたところでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

近年、多くの地震による甚大な被害の報告が後を絶ちません。大和川水系に囲まれた、河川が集まる本町の浸水被害も、年々被害の頻度・度

合いも深刻になってきていると感じております。

本町の防災への取り組みは、国が定める防災対策基本法に基づく地域防災計画を作成し、防災訓練、図上訓練などの実施や防災体制の強化、自主防災計画などの活動の支援と、かなりの充実を図っているところと私も認識をしております。

そこでお尋ねをいたします。

防災の取り組みに完璧などはありませんが、今日までの町の取り組みを踏まえ、これからの防災力向上の課題はどのようにあるのかということをお聞かせください。

よろしく願いいたします。

議 長（伊藤彰夫君） 町長。

町 長（竹村匡正君） それでは、松井議員の御質問にお答えいたします。

議員がお述べのとおり、本町は、大和川水系の河川が集まる地形的な環境から、洪水などによる災害を受けやすく、近年多発する豪雨や台風による風水害など、深刻さを増しているものと感じております。このことから、町民の皆様の生命・財産を守ることは本町にとって最大の責務であり、これまでも安心安全なまちづくりを目指し、さまざまな防災対策に積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、防災に対する取り組みについては、議員がお述べのとおり、完璧などなく、災害時において行政の応急対応にも限界があることは、東日本大震災を見ても明らかでございます。

そこで、議員の御質問のこれからの防災力向上の課題についてでございますが、まずは自分の身は自分で守る「自助」を推進していくこと、また、こうした自助を推進するためにも、地域や近所で助け合う「共助」を推進していくことが大変重要な課題の一つであると考えております。

このように、自助・共助を確立していくという観点から、本町といたしましては、防災士の育成などの各自治会の自主防災組織の活動に関する支援、地域の防災力向上に大きな役割を担っていただいている防災士会と連携した広報や、防災訓練の実施頻度を増やすなど、町民の皆様の防災意識の向上や知識の普及に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） 松井議員。

1 番議員（松井宏至君） ありがとうございました。今の答弁の中で、自助・共助を確立していくという観点から、町においても4つの具体的な方向性を示していただけたと思っております。

防災士の育成。これは、防災士の資格を取得するには少しハードルが高うございます。3日間の講習の後、レポートを提出して、防災士の試験を受けなくてはなりません。若干の費用もかかるということから、

少しハードルが高いかと思っております。2番目の自主防災活動の支援、3番目、防災士会との連携、4番目の防災訓練のスキルのアップ、この4つの観点から、どのようにして自助・共助を確立していくのかということが、これからの大きな課題であるのかなと私も認識をしているところでございます。

少し昔の話にはなりますが、東日本大震災においては、自助・共助・公助が合わさって初めて防災の前後の対策がうまく働くということが強く認識されたと言われております。平成25年には、防災対策基本法で、地域コミュニティ、すなわち共助による防災活動の推進がかなり重要であるということがわかり、住民が自発的に考えて、動いて、そして助け合うという「地区防災計画」——地域と地区は違います。地域は、自治体、いわゆる川西町が主体となります。しかし、地区というのは、私たち住民が、小さなコミュニティが、具体的には大字が、仲間同士が立ち上げるものを地区防災計画というふうにされておりますが、これが平成26年4月1日に創設をされました。しかしながら、この地区防災計画もなかなかうまく動いていない現状がございます。

そういった中で、東日本大震災の後も数多くの災害・水害に日本列島は見舞われておりますし、今後もそういった危険の中で私たちは生活をしていかななくてはならない。これはもうおのずと覚悟しなければならないところではございます。しかしながら、その地区防災計画制度が導入され、推進をした地域におきましては、災害時の、そして災害後の中においては、非常に成果があったというふうに報告されております。現に命を守る、命をつなぐのは、先ほどのお話もありました自分自身なんです。そういった自分自身が身を守るということを、意識をやはり変えていただかななくてはならない。意識改革をまずもって川西町内においても、ましてや大和川水域の方々に対しても、やはり川西町が先頭を切って周知していかななくてはならない責任があるのではないかと私は考えております。

そのためにも、今の町の組織の中で、できるのであれば、時限で構わないと私は思いますが、防災課を立ち上げていただきたいと考えます。かなりの重労働になるかとは思いますが、一定の水準を満たすまでは、やはり防災課を設けていただいて、迫り来る大きな震災もしくは水害に対して立ち向かっていけるだけの体制というものを、今つくっていかなければならないのではないかと思っております。

この地区防災計画をつくるに当たりまして、町が、また私たちが幾ら声を高らかに上げて、なかなか進んでいくものではないと私は捉えております。先ほど町長の答弁の中で、いかにリーダーを育成するか、防災士の育成をどうやってやっていくか。これが今、各地元には非常に少ないのではないかなと認識しております。このリーダーをたくさんつく

っていくために、今後どのような対策を進めていけばいいかということ  
をぜひ考えていただき、実行していただきたいと考えております。

やはり一人の力には限界があります。ましてや公助と言われる行政にも  
限界があります。この限界というものを、私たち住民一人一人はなかな  
か理解しているところまではいけていないと感じております。

今のままでいきますと、結局は責任逃れ、また誰かに責任を当てつけ  
るというような最悪の状態を招くと、ここはもう確信しているところで  
ございますので、どうか、きょうを境に、川西町の防災に対しての意識  
をこの場で変えていただいて、これからの大きな自然災害に対しての心  
構えを真摯に持って、その体制を構築していただきたいことをお願いし  
て、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

議 長（伊藤彰夫君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 松井議員がお述べの、防災に関する自助・共助・公  
助、この三位がうまく連携して三位一体となって防災に立ち向かうとい  
うことは、非常に大事なことでありと考えておりました、これまでも役  
場におきましては、自助を推進していくために広報などで啓発活動を行  
っておりましたが、今後も一層取り組んでいきたいと思っております  
でございます。

また、共助につきましては、各自治会で自主防災組織もございまして、  
また、自主防災組織のリーダーたちとの連絡協議会である自主防災連絡  
協議会もございまして、それぞれの自治会での取り組みなど、また自主防  
災組織でも連携が必要であること、これも一層協力・協議していくこと  
が必要であると考えておりますので、また取り組んでいきたいと思いま  
す。

その中での地区防災計画でございますが、こちらは各自治会の自主防  
災組織がまず一義的につくられることになると思うんですけども、つく  
ることに対しての負担もなかなか大きいかなと思っております。役場として  
もいろいろ協議しながら、皆様方の御支援につながる対応ができればと考  
えておりますので、また議員からもお知恵をいただきたいなと考えてお  
ります。

あと、防災課の設置についてでございますが、現在、防災に関しまし  
ては、役場では総務課が対応しております。また、防災担当として数年前  
より消防署のOBを採用しております、一義的に防災関連についてはお知  
恵をいただきながら対応しておりますのでございまして、現状ではこの  
総務課を中心に対応していきたいと思っておりますが、各市町村で大きな  
ところでは防災担当の課というのを特別に設置しているところもござい  
ますので、またその辺の状況も調査・研究の上、検討してまいりたい  
と。検討というのは、防災課を設置するのかどうかよりも、総務

課内でまずは対応できないかどうか、その辺をしっかりと検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（伊藤彰夫君） 12番 芝和也君。

12番議員（芝 和也君） 12番 芝和也です。

これまでも議論を重ねてまいっているところではありますが、国保の均等割等の廃止による効果について、今般は町長に御所見をお伺いいたします。

国民皆保険制度の要であります国民健康保険であります、その仕組み上の問題として、被用者保険にはない国保独自の算定基礎として、一軒家に幾ら、1人当たり幾らという平等割と均等割の仕組みがありまして、これにより、年収ベースで同程度の被用者保険の加入者と比べますと、その保険料に倍近い違いが生じることにならざるを得ないのが国保税の制度上避けられない問題であることは、町長も御承知のとおりであります。

その解決に向けまして、全国知事会など地方6団体が結束して声を上げておりますように、この応益負担部分への公費の投入が求められるところではありますが、実際、応益負担がなくなりますと、次のようなモデルケースで見てみた本町国保の場合では、年収240万円、20歳代の単身者では、現行16万8,100円が11万1,100円に、年収400万円、40歳代の夫婦と子ども2人の4人家族では、現行45万1,700円が27万4,700円に、年収280万円の年金暮らしの夫婦で、夫の年金が230万円、妻が50万円、このケースで65歳以上の高齢者夫婦世帯では、現行14万4,300円が7万3,100円にそれぞれ引き下がりますので、被用者保険との違いも縮小されることとなり、実施されれば、その効果は絶大と考える次第であります。

こうした方向への制度整備について、その効果も含めまして、町長御自身の率直な御所見をまずお伺いいたします。

加えて、町長は、保険である以上やむなしとの意向を示されておりますが、住民税非課税者等が対象となる保険税等の法定減免の対象者に対しまして、保険税とはいえ、税を賦課することが妥当か否か、この点についても改めて御所見をお伺いいたします。

また、高齢者等に対しまして、この点についての免除措置を講じることを特に求める次第であります。

以上、御答弁のほど、よろしく願います。

議長（伊藤彰夫君） 町長。

町長（竹村匡正君） 芝議員の御質問にお答えいたします。

平成30年度から、国民健康保険法の改正により都道府県単位化が開始され、奈良県では、令和6年度を目標に、保険給付及び保険税負担を

県全体で分かち合う方向で協議・検討を進めております。

芝議員仰せの国保税の制度についてでございますが、以前も申し上げましたとおり、保険料の設定については、加入者の人数、年齢、所得、総医療費により大きく変わるものであることから、ほかの保険との比較を数字だけで行うものではないと考えております。また、応益分被保険者均等割、世帯別平等割への公費投入については、現在実施されている保険税の軽減対象となる低所得者への財政支援などの3,400億円の継続的な公費の投入が不可欠であると考えており、今後医療費が増大する中で、引き続き国において国保の抜本的な財政基盤の強化策を検討していただきたいと考えております。

まず、町としては、医療費の適正化や健康寿命への取り組みが必要であると考えております。

次に、住民税非課税世帯への国保税の課税についてでございますが、こちらもさきの議会でも申し上げたとおり、受益者からの一定の保険税負担は必要であると考えております。また、地方税法の規定により、保険税を計算する上で被保険者の均等割が加算される仕組みとなっていることから、住民税の非課税世帯の方であっても賦課されることとなりますが、総所得金額が一定以下の低所得者については法定軽減の対象となりますので、制度的に見ても低所得者層への配慮が十分なされていると認識しております。

最後に、高齢者への免除措置についても、さきに申しましたとおり、統一保険料を目指し県全体で制度について検討を行っている段階で、各市町村単位で実施・検討を行う要件ではないと考えております。

以上です。

議長（伊藤彰夫君） 芝議員。

12番議員（芝 和也君） まず、県下統一保険料を目指しておりますので、それはそれで事を進めているわけですが、その段階で高齢者等あるいは低所得者等への保険料の免除云々をどうするかということは検討する時期でない、こういうことでありました。

そしたら、統一化後、その辺は市町村の手だてとして検討の余地はあるという含みは残していると聞いておいてよろしいでしょうか。

議長（伊藤彰夫君） 町長。

町長（竹村匡正君） 先ほども申し上げましたとおり、県単位化に伴って、どこの地域に住んでいても、同じ家族構成、同じ所得であれば、同じ保険料を賦課するというを目指してやってきておりますので、統一化後はもちろんそれに基づいて行いますので、町独自で軽減措置をとるとことは行わないという方針で考えております。

議長（伊藤彰夫君） 芝議員。

12番議員（芝 和也君） 統一保険料はそういうものですので、それはそうい



う考え方やというふうには思います。

まず、そもそも応益負担分がありますので、結局、子どもが増えれば増えるほど、世帯の人員が増えれば増えるほど、国保同士で比べて同じ年収であっても、保険税が加算されていく、こういう形になるのが仕組みの問題でありますので、全国自治会を初めとした地方6団体は、そこに着目をして、応益負担分について公費の投入をとということで声を上げ、仕組みの改善を求めているところではありますが、この取り組み、動き、着目、ここについては町長御自身はいかがお考えになりますか。

議 長（伊藤彰夫君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 基本的に国民健康保険は保険という制度でございますので、受益と負担をしっかりと考えて対応すべきだと思っております。

お子さんが増えると、均等割ということで保険料が増えますけども、一方で、お子さんも保険を使っているわけでございますので、一定の負担は必要なかなと思っております。

ただ、所得に関して、一定以下の低所得者に対しては軽減措置が図られているところがございますので、そちらがしっかりと今後も維持されていくように国のほうで対応していただければよろしいかと思っております。6団体が要望しているのも、そういう観点から要望しているのかなと、一切なくせというわけではないのかなと私は認識しております。

議 長（伊藤彰夫君） 芝議員。

12番議員（芝 和也君） 結果としてというのか、求める意図として、いずれにしても国保の負担が高いと。それが、国民皆保険制度として医療保険が日本社会にはきちんと定着しているけれども、大きく分けて被用者保険と国保とがあって、国保は被用者保険に比べると、同レベルの年収でいけば、保険料、保険税が倍ぐらい高くなる。その仕組みは、応益負担、均等割と平等割の部分があるということと、被用者保険の場合は事業主負担があるから、本人負担と事業主負担とで折半になっているという、そのところが大きな違いなので、地方6団体が目をつけたのは、やっぱりこの応益負担部分は、被用者保険の事業主負担ということであらうから公費を充てたらええのと違うかというところからの動きで、その仕組みの改善ということを求めているところと存じます。

町長御自身、今も言われていましたけれども、低所得者に対する法定減免、7割・2割・5割の割引はきちんと収入・所得に応じて実施されておりますけれども、基本的に、その大前提として、事業主負担がなく、応益負担、均等割、平等割、所得割というこの3つの区分で基礎を算定するという仕組みになっておりますので、年収で同レベルやと、どうしても被用者保険に比べて倍近くの保険料になるというところの改善に向けての動きが地方6団体の動きやというふうには思っています。

その解決ですが、現行のままずっと行って負担をお願いするというのも一つの方法ですし、今の制度を改善せず、その制度の中で保険料をどうするのか、町長も言われましたように、住民の皆さんの健康度を上げていって、病気の早期発見・早期治療によって医療費の高騰も抑えていって、結果として保険料にそれが反映しないようにしていくという努力が従前からずっと積年取り組まれてきておりますけれども、そういう今の範囲内でやっていくのか、6団体が動き出したように、仕組みそのものを変えていこうというところが、今、一つの大きな結節点やと私は思うんです。

そういう全体の流れ、視野、仕組みの中で、その辺の解決への模索の必要性について、私は必要やと思っているんですけども、町長御自身、この辺についてはいかがお考えでありますでしょうか。

議 長（伊藤彰夫君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 国民健康保険自体が、会社員が構成する保険制度と比べて同じ所得であっても負担が大きいというのは事実であろうかと思っております。

ただ、そうであるからといって、そこに対して国民健康保険に対して多額に国費を投入するという事は、いわば将来世代へ負担を先送りするような形になるかと考えておりますので、あくまでも保険を享受するという受益と費用の負担というところのバランスは考えていかなければならないのかなと思っております。その中で、会社員が所属する保険から国保に対しまして費用が投入されているわけでございますけれども、国のほうでその辺の仕組みを抜本的に考えていただければいいのかなと思っております、一概に税金を投入していくのはどうなのかなと私は考えております。

ですから、社会全体で抜本的に、会社員が所属する保険と国民健康保険とをうまく融合するような形で検討してもらえたらいいのかなと考えております。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） 芝議員。

12番 議員（芝 和也君） 仕組みの改善といえますか、その辺の保険制度の仕組みづくりについては、町長も改善の必要はありと、そういうふうにお考えだと今のお話を聞いていて思いました。

その内容、やり方、どういう仕組みづくりをしていくのかということについては、地方6団体が動き出した応益負担への公費の投入ということにストレートに、そういう方向での仕組みづくりに大いに声を上げていこうという話ではありませんでしたけれども、いずれにしても、どういうふうにしていくのか、それは今のまま放っておくのと違って、改善の余地はあると。国のほうも含めて社会全体でどういう

保険制度にしていったらいいかという点については、町長も改善の余地ありということやったかと思えます。

そこで、中身は別にして、策を講じるという必要性は町長も一定程度お示しいただけたかと思うんですけれども、従前から議論を重ねている問題でもありますが、国保の法定減免、低所得者の皆さんに対して、7割引・5割引・2割引の対象となっている皆さんに対しての話であります。そもそも住民税非課税の方が対象になるということですので、住民税非課税に対する国保税の賦課が妥当か否か、こういう話で、町長としては、保険である以上、受益と負担の関係もあって、応分の負担やむなしというお考えを、この間議論を重ねているところでは示していただいているところであります。

そもそも住民税非課税ということに関しては、町長はどのように認識をなさっておられますか。所得税における住民税が非課税、一定額から下は住民税非課税という税制上の非課税制度、これについては一般的に町長はどういうふうに認識されていますか。

議 長（伊藤彰夫君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 住民税非課税という仕組みがあるということは、それ以下の所得であれば生活に支障を来すということで、税の非課税、いわゆる免除措置がとられていると考えておりますので、生活していく上での基本ラインなのかなと考えております。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） 芝議員。

12番 議員（芝 和也君） 私も、住民税非課税の制度上の問題はそういうことやと思います。やっぱり所得税の中においても生活を保障するというところで、住民税非課税という制度がしかれているということだと思います。

その住民税非課税の方が対象になって、国保の場合、法定減免の7割・5割・2割の割引が適用されるということになるわけですので、そういう点で言えば、町長がよくおっしゃっている国保の仕組みで言えば、この所得割部分と、先ほど議論していました応益割の均等割・平等割部分になりますので、住民税非課税の観点からいけば、そしたらここでは所得割部分についての非課税ということで、応益部分だけで5割引・7割・2割の割引で賦課して、所得割を外すということでいけば、住民税非課税の基本的な考え方とは矛盾してこないと思うんですけれども、するかせんかは別にしまして、非課税者に対する税金の賦課、この考え方としては町長はいかがお考えでしょうか。

議 長（伊藤彰夫君） 町長。

町 長（竹村匡正君） こちらは国民健康保険税と、「税」という名称はついておりますけれども、基本、保険制度でございますので、やはり受益と負担のバランスで運営していく必要があると考えております。

ですので、健康保険を使っている以上は、非課税世帯の方であっても一部賦課されるのは妥当であると考えております。ただ、その負担の軽減を図る措置として法定軽減がとられているということでございますので、制度的にも私は特に問題ないと考えておる次第でございます。

議長（伊藤彰夫君） 芝議員。

12番議員（芝 和也君） 保険税と保険料という話も出ましたけれども、滞納扱い云々のときは、「料」に比べたら「税」のほうがいろいろと取り組みがありますので、その辺で保険税になっているのかなと私は思っているんですけども。

いずれにしても、住民税非課税制度、税制上の制度から言うと、税制として非課税者に対して賦課されているというのは事実でありますから、そのところは課税権限者に検討の余地があるのかなというふうに私は思っています。

この点、引き続き、いかに制度を持っていくのかということは議論を進めたいと思いますが、いずれにしても、住民税非課税者に対する軽減策としては、現行制度上さらに取り組みを強めていくことを求めまして、質問を終わります。

議長（伊藤彰夫君） これをもちまして一般質問を終わります。

続きまして、日程第2、総括質疑に入ります。

先日上程されました、承認第6号、令和元年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の専決処分についてより、議案第33号、定住自立圏の形成に関する協定書の変更についてまでの承認案件1件、議案10件について、一括議題といたします。

去る10日、当局より提案説明が終わっておりますので、これより総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、12番 芝和也君。

12番議員（芝 和也君） 12番 芝和也です。所属常任委員会外の厚生委員会部分について若干お尋ねをいたします。

議案第31号、ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正についてであります。

これは、本年10月から実施が見込まれています消費税10%化の環境を踏まえた措置とのことであるようではありますが、その辺の消費税10%が実施される環境に変化があれば――質問通告書で言えば、今のまま環境に変化がなければ、当然それに応じた環境が変化するものということ踏まえての今回の改正でありますので、今般の措置は単純に2%上げているものではなくて、10%化される環境を踏まえての変更だということではありますが、その環境が変わらなければ、その辺は現状のまま対応するのかどうかということについてお尋ねをいたします。

また、ぬくもりの郷の食材料費一般に関してですけれども、基準額が

1,380円に対しまして、平成27年度から実施の低所得者への380円引が、一定の年数が経過したことや他事業所との公平性の観点から、本年7月いっぱい打ち切ることになっておりますけれども、この取り組みは、その差額の補填を町がする取り組みですので、どの経営体であれ、この方針に影響が及ぶことはないと思います。そこに貫かれているのは、380円引をするという町の姿勢のみというふうに存じます。この点、その姿勢をなぜ貫かないのか、あわせてお尋ねをいたします。

議 長（伊藤彰夫君） 長寿介護課長。

長寿介護課長（岡田充浩君） それでは、芝議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、消費税10%の改正が行われず、現状のままとなった場合の措置についてですが、今回の食材料費の改正は、消費税引き上げに伴う影響分として、厚生労働省が示す基準費用額に準じております。この基準費用額には、飲食物品以外にも調理に要する経費や調理人の人件費、食事の外部委託費なども考慮されているため、単純に2%上昇分のみが反映されているものではありません。

したがって、今後、消費税改正が見送られた場合につきましても、この基準費用額がこのまま適用されるのか、見直しされるのかの状況を見ながら、これに準じてまいりたいと考えております。

次に、グループホーム入居者の食材料費の負担につきまして、低所得者への負担軽減の取り組みの継続につきましてですが、さきの3月定例会にてお答えいたしましたとおり、この措置は平成27年当時のぬくもりの郷グループホーム入居者を対象にいたしました食材料費の変更に対する激変緩和という目的で一定の期間とられた軽減措置でありまして、当該入居者に対しまして激変緩和という一定の目的が達せられたと判断できること、当該軽減措置を続けることによるその他の事業所のグループホーム利用者の方との不公平性を解消することからも、取り組みの継続は適切でないと判断し、廃止させていただくものです。

さらに軽減措置を拡大することは、保険料が主要な財源でもありますことから、介護保険の特別会計を健全に維持していく上でも熟慮して対応すべきと考えております。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） 芝議員。

12番議員（芝 和也君） 消費税10%に向けた周辺の環境を踏まえてのことということであります。いずれにしても、決論的には、国の指針が、環境が変わったら今出してきた指針を元どおりということにしたら、それに従う、こういう話であったかと思えます。

そしたら、国が示した指針が元に戻らなければ、消費税が引き上げら

れようが上げられまいが、このまま今般の改定どおり引き上げていくということになりますけれども、そこは全体の環境として消費税が上がるものを見越して、基準が引き上がったから上げるということで、その指針が下げられへんだらこのまま行くということで今の答弁は理解するんですけれども、町長自身、そこは考え方としてどう見はりますか。上がりもしてへんものが、上がるさかいに引き上げんねんというのが、環境が変わっても下がりへんだらという話なんですけれども、それについて考え方としてお聞きしておきたいと存じます。

それと、食材料費の激変緩和措置の話でありますけれども、激変を緩和するということで実施したことは、そのときの判断やと思います。大体倍近くに上がることで、それを380円引にして1,000円にとどめたということです。その激変緩和の環境が一定時間がたって定着してきたということで、今般見直すということなんですけれども、それは、物価が下がってきたり、あるいは収入が増えてきたりということで激変緩和措置をとっていたけれども、もう環境が整備されてきたなということで、その措置を外すというのは一定の判断だとは思いますが、その辺、先ほどの課長の言葉で言えば、町として緩和が達成されたという判断をしているということなんですけれども、達成されたというその判断はどこから来ているのか。加入者の皆さんが置かれている状況というのは変わりませんのでね。その辺、どう考えるべきかということで、町の姿勢を貫くべきと私は思いますが、保険料等、その他の熟慮の末ということもありましたけれども、その辺の判断、改めて町長の御所見をお伺いいたします。

議 長（伊藤彰夫君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず1つ目でございます。

消費税10%の改正が行われなかった場合、どう対応するのかということでございますが、先ほど課長からも申し上げましたとおり、本町は、厚生労働省が示す基準にあくまで準じて対応してまいりたいと考えておりますので、仮に消費税が改正されず、基準がそのまま適用されたとすれば、そのまま対応しますし、改正されずにまた元に戻すということであれば、それに応じて対応していきたいと考えております。

そして、この金額の上昇が単純に消費税増税分が反映されているわけではないということは、先ほども課長が申し上げておりでございます。昨今、人件費の上昇などもございまして、この食材料費には調理員の人件費であったり運搬費であったり、いろいろなものが加味されての計算に基づいているものだと考えておりますので、その辺の中身についてはなかなか詳細に計算できませんので、先ほどから申し上げておりますとおり、厚生労働省が示す基準額を引き続き準用してまいりたいと思っております。

次に、グループホームの食材費の軽減措置に関して、一定の目的が達せられたという判断基準はどこだというお話でございますが、当初の基準額の変更に対して、そのまま対応するというのは突然のことであるということで、4年間の一定の期間を置いたということがいわゆる激変に対する対応だと考えておりますので、この4年の期間というのが一定の目的を達したというような判断と考えて対応したということでございます。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） これをもちまして総括質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午後0時05分 散会）

# 議 事 日 程

厚 生 委 員 会  
総務建設経済委員会



# 総務建設経済委員会議事日程

令和元年6月13日(木)9時00分 開議

日程第1 承認第6号 令和元年度(平成31年度)川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について

日程第2 議案第24号 令和元年度(平成31年度)川西町一般会計補正予算について

歳出 款2 総務費

款5 農商工業費

款6 土木費

款7 消防費

歳入 上記関係歳入

日程第3 議案第26号 令和元年度(平成31年度)川西町水道事業会計補正予算について

日程第4 議案第27号 令和元年度(平成31年度)川西町下水道事業会計補正予算について

日程第5 議案第28号 川西町森林環境贈与税基金条例の制定について

日程第6 議案第30号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第33号 定住自立圏の形成に関する協定書の変更について

閉会 9時49分

## 出席委員

委員長	安井 知子	副委員長	福山 臣尾
委員	芝 和也	委員	中嶋 正澄
委員	伊藤 彰夫	委員	松井 宏至
副議長	松村 定則		

## 説明のために出席した者

町 長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
総務担当理事	西村 俊哉
総務課長	石田 知孝
総合政策課長	喜多 勲
税務課長	西川 直明
債権管理課長	〃
事業課長	山口 尚亮
教育長	山嶋 健司
教委事務局長	奥 隆至
事務局主幹	深澤 達彦
会計管理者	福本 誠治

## 職務のために出席した者

議会事務局長	中川 辰也
議会事務局	安井 洋次

## 欠席委員及び職員

# 厚生委員会議事日程

令和元年6月14日(金)9時00分 開議

日程第1 議案第24号 令和元年度(平成31年度)川西町一般会計補正予算について

歳出 款3 民生費 P8

歳入 上記関係歳入 P6

日程第2 議案第25号 令和元年度(平成31年度)川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

日程第3 議案第29号 川西町附属機関設置条例の一部改正について

日程第4 議案第31号 ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正について

日程第5 議案第32号 川西町介護保険条例の一部改正について

閉会 9時16分

## 出席委員

委員長	寺澤 秀和	副委員長	弓仲 利博
委員	石田 三郎	委員	福西 広理
委員	松村 定則	委員	堀 格
議長	伊藤 彰夫		

## 説明のために出席した者

町長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
総務担当理事	西村 俊哉
総務課長	石田 知孝
住民保険課長	大西 成弘
健康福祉課長	吉岡 秀樹
長寿介護課長	岡田 充浩
会計管理者	福本 誠治

## 職務のために出席した者

議会事務局長	中川 辰也
議会事務局	安井 洋次

## 欠席委員及び職員

令和元年川西町議会  
第2回定例会会議録

( 第 3 号 )

令和元年 6月21日

令和元年川西町議会第2回定例会会議録（再開）

招集年月日	令和元年6月21日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	令和元年6月21日 午後2時 宣告	
出席議員	1番 松井 宏至      2番 弓仲 利博      3番 福山 臣尾 4番 堀 格      5番 松村 定則      6番 安井 知子 7番 福西 広理      8番 伊藤 彰夫      9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和      11番 中嶋 正澄      12番 芝 和也	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村 匡正      副町長 森田 政美 教育長 山嶋 健司      総務担当理事 西村 俊哉 教委事務局長 奥 隆至      会計管理者 福本 誠治 総務課長 石田 知孝      総合政策課長 喜多 勲 税務課長 西川 直明      事業課長 山口 尚亮 健康福祉課長 吉岡 秀樹      住民保険課長 大西 成弘 長寿介護課長 岡田 充浩	
	監査委員 出席なし	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 奥田 好志	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	3番 福山 臣尾 議員	4番 堀 格 議員

## 川西町議会第2回定例会(議事日程)

令和元年6月21日(金)午後2時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		委員長報告 承認第6号 議案第24号 ～ 議案第33号  質疑・討論  採決
	(追加日程)	
第2	承認第7号	平成30年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分について
第3	発議第5号	「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意見書について

(午後 2 時 0 0 分 再開)

議長 (伊藤彰夫君) 皆さん、こんにちは。

これより令和元年川西町議会第 2 回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は 12 名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第 1、委員長報告を議題といたします。

去る 10 日の定例会において上程されました、日程第 4、承認第 6 号、令和元年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてより、日程第 14、議案第 33 号、定住自立圏の形成に関する協定書の変更についての承認案 1 件、議案 10 件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員長報告を求めます。

総務・建設経済委員長 安井知子君。

総務・建設経済委員長 (安井知子君) 総務・建設経済委員会 委員長報告。

議長の御指名をいただきましたので、総務・建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、去る令和元年 6 月 10 日の本会議において当委員会に付託されました各議案について、6 月 13 日に開催し、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、承認第 6 号、令和元年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてであります。

委員より、「令和 2 年度の住宅新築資金等回収組合離脱後に未回収問題等について説明するとのことであるが、説明時期の目途について」との質問があり、当局より、「現在、回収組合に滞納となっている資金の回収を委託しており、回収不能であるか確定していない状況にある。来年 4 月以降、組合を離脱し、本町独自で回収に努めることになる。移行後、貸し付け先の状況を把握した上で報告する」との回答がありました。

また、委員より、「繰り上げ充用の現在の状況から、繰り上げ充用の最終時期の見通しについて」質問があり、当局より、「現在の償還状況から見ると、令和 6 年度で終了する見込みである」との回答がありました。

続いて、委員より、「償還中の債権の償還終了の時期について」質問があり、当局より、「少額分納債権で償還回数 100 回以上の債権があり、終了時期については不確定である」との回答がありました。

委員より、「少額分納償還による長期償還の状況についてどう考えているか」との質問があり、当局より、「債務者の償還状況について、交



渉記録等の資料がないため、判別が困難である。回収組合から移管後、債務者と折衝していく中で資産や収入の状況を把握し、妥当な返済額を決めていきたい」との回答がありました。

委員より、「少額分納償還されている債務者数及び差し押さえの可能性について」質問があり、当局より、「少額分納で償還されている債務者は4名で、現在、少額ではあるが毎月償還しておられるので、現在のところ差し押さえはないと考える」との回答がありました。

委員より、「10年以上償還が滞っている債権についての見通しについて」質問があり、当局より、「以前に回収組合で、その他大臣（償還推進助成）の補助金を受けての債権処理の動きがあった。償還が滞っている債権については、その補助金を受ける方法での動きが考えられる」との回答がありました。

委員より、「10年以上償還が滞っている債権について、最終的に公費の支出となる可能性があるが、公費の支出をどう考えるか」との質問があり、当局より、「その他大臣で国・県の補助金を活用し、町負担の最小化に努める。説明については、補助金の活用が困難な状況となった段階を考えている」との回答がありました。

委員より、「貸し付けを行った最終年度について」質問があり、当局より、「最終貸し付け年度は平成8年度が最終である」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、承認第6号、令和元年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分については承認いたしました。

次に、議案第24号、令和元年度川西町一般会計補正予算についてであります。

委員より、「地域活性化センターの助成金などのように住民が利用できる助成制度の周知については、どのようになっているか」との質問があり、当局より、「自治会にかかわるものについては毎年度自治連合会で周知しており、そのほかの助成金制度についても、今後も情報収集に努め、広報・ホームページ等で周知してまいりたい」との回答がありました。

委員より、「駅前整備に関連する繰越明許費と起債などの令和元年度予算との関連について」質問があり、当局より、「歳出については、もともと明許繰越で計上していた用地補償費が、年度内に完了が見込めなため現年度に移しかえるものであり、起債についても、これに伴い30年度で借りる予定であったものを、令和元年に借りることとしたものである」との回答がありました。

続いて、委員より、「前年度から今年度に組みかえたということで、事業費が影響するものではないと理解してよいか」との質問があり、当局より、「基本的に、新たに総事業費が増えることはない」との回答が

ありました。

委員より、「令和元年度当初予算で約2億7,000万円、補正で約1億3,000万円の合計約4億円を今年度の補償費と考えてよいか」との質問があり、当局より、「お見込みのとおり」との回答がありました。

また、委員より、「繰り越しの減額と今回の補正額に100万円ほど差額があることについて」質問があり、当局より、「単純に差し引きした額を現年予算に移しかえているのではなく、当初の補償査定で見込めなかった補償額の総額も含まれている。当初査定では不明であったが、補償交渉の中で判明した必要な補償額について増額をお願いするものである」との回答がありました。

次に、委員より、「町の補償交渉の方針を教えてほしい」との質問があり、当局より、「鑑定士・調査士が算出した額に基づき交渉を行っている。補償額については、鑑定士・調査士が算出した額が唯一の根拠となるものである」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第24号、令和元年度川西町一般会計補正予算についてを承認いたしました。

次に、議案第26号、令和元年度川西町水道事業会計補正予算について及び議案第27号、令和元年度川西町下水道事業会計補正予算については、当初の提案説明のとおり承認いたしました。

次に、議案第28号、川西町森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。

委員より、「森林環境譲与税について、毎年32万円配分されるのか」との質問があり、当局より、「令和元年から令和3年の3カ年が32万円配分され、その後3年ペースで配分額が増額していく」との回答がありました。

また、委員より、「森林環境税は、何年から課税されるのか」との質問があり、当局より、「令和6年度から課税される」との回答がありました。

委員より、「令和6年度から森林環境税が徴収されたら、譲与税も変動するか」との質問があり、当局より、「譲与税が3年ペースで100億円増額されていき、都道府県2割、市町村8割で配分される」との回答がありました。

委員より、「基金の処分について、目的達成に必要な財源に活用できるとなっているが、活用方法の構想について」質問があり、当局より、「譲与税として国からの配分額の器をつくる条例である。設置目的にもあるように、木材利用や森林整備の促進や普及啓発を図るといった目的に沿った形で検討していきたいと考える。今現在は活用方法については決定していない」との回答がありました。

委員より、「本町には山が存在しない中で、森林環境譲与税が配分さ

れるのか」との質問があり、当局より、「森林環境譲与税は、森林面積 5 割、林業就業者 2 割、人口割 3 割の割合で配分され、森林のない本町には人口割で配分され、木材利用や普及啓発等に取り組むため森林環境譲与税が配分される」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第 28 号、川西町森林環境譲与税基本条例の制定についてを承認いたしました。

次に、議案第 30 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてであります。

委員より、「災害弔慰金の現状の制度と支給状況について」質問があり、当局より、「災害弔慰金の支給等の現制度は、災害により死亡した遺族への弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給、災害援護金の保証人につき利率 3 % での貸し付けとなっている。また、過去の支給実績はなかったと把握している」との回答がありました。

また、委員より、「改正により、保証人ありで無利子の貸し付けができるようになり、災害者支援の充実が図られることから、被災者への本制度の周知漏れなどないのか」との質問があり、当局より、「有事の際には必ず被害状況等を確認する。その中で、災害に遭われた方へ当該弔慰金の周知を行っていくものと考えている」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第 30 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを承認いたしました。

次に、議案第 33 号、定住自立圏の形成に関する協定書の変更についてであります。これにつきましては、当初の提案説明のとおり承認いたしました。

以上が、当委員会所管の議案に対してなされた質問及び回答であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第 109 条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されることを望みまして、総務・建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（伊藤彰夫君）　　続きまして、厚生委員長 寺澤秀和君。

厚生委員長（寺澤秀和君）　　議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、去る令和元年 6 月 10 日の本会議におきまして当委員会に付託されました各議案について、6 月 14 日に開催し、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

議案第 24 号、令和元年度川西町一般会計補正予算についてであります。

委員より、「保育の無償化の内容について」質問があり、当局より、「幼児教育・保育の無償化は、3歳から5歳までの子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化される施策である。今年の10月から実施予定となっている。保育については、3歳から5歳の全ての子どもたちの保育所利用料が無償化されるが、通園送迎料、食材料費、行事費などは実費として徴収され、無償化の対象外である。したがって、現在3歳児から5歳児の給食費分のうち、保育料の一部として町を通じて保育所に支払っている副食分についても、10月からは保護者が主食分と副食分の給食費をまとめて保育所に直接支払うことになる。また、住民税非課税世帯については、0歳から2歳児についても無償化の対象となる。今回の補正は、この保育無償化に対応するためのシステム改修に係る費用である」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第24号、令和元年度川西町一般会計補正予算についてを承認いたしました。

次に、議案第25号、令和元年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてであります。

委員より、「介護保険システム改修について、どのような改修内容なのか」との質問があり、当局より、「介護報酬の改定に伴うもののほか、マイナンバー関連での他市町村との情報連携にかかわるシステム改修である」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第25号、令和元年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてを承認いたしました。

次に、議案第29号、川西町附属機関設置条例の一部改正について及び議案第31号、ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正については、当初の提案説明のとおり承認いたしました。

次に、議案第32号、川西町介護保険条例の一部改正についてであります。

委員より、「今回の介護保険条例の改正により、保険料軽減の対象者は何人ぐらいになるのか」との質問があり、当局より、「平成30年度の賦課の状況から見ると、第1段階は539人、第2段階が188人、第3段階が194人で、合計が921人となる。第1号被保険者全体の3,034人に対して約3割の方が対象となり、今年度についても同じくらいの方が対象になると思われる」との回答がありました。

続いて、委員より、「この軽減によって保険料収入が減ることになるが、額にすると幾らくらいになるのか」との質問があり、当局より、「金額にして約400万円余りになると見ている。ただし、今回の改正は消費税が改正される10月以降の分に係る軽減となるため、計算上は翌年の3月までの6カ月

分を軽減するとした年間保険料額となっている。したがって、来年度

の保険料軽減額については、単純に計算しても今年度の2倍程度になると見ている」との回答がありました。

また、委員より、「保険料収入が減ることについて、町が負担するなど、何らかの施策はあるのか」との質問に対し、当局より、「軽減による収入減については公費により賄うことになり、国が半分、残りの半分为県と町が負担する予定である」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第32号、川西町介護保険条例の一部改正についてを承認いたしました。

以上が、当委員会所管の議案に対してなされた質問及び回答であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長（伊藤彰夫君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝和也君。

12番議員（芝和也君） 12番 芝和也です。それでは、ただいま総務、厚生両常任委員長から報告がありましたように、今般上程されています承認第6号、令和元年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてより、議案第33号、定住自立圏の形成に関する協定書の変更についてまでの承認案1本、補正予算案4本、条例案5本、協定書の変更1本の合計11案件に対する討論を行います。

態度表明としましては、住宅新築資金の承認案のみ反対、あとの議案は、いずれも賛成の立場からのものであります。

まず、承認第6号の住宅新築資金等貸付事業の専決処分承認についてであります。

毎回述べているとおり、貸付金の回収状況等、本会計の内実の説明をきちんと果たした上で会計処理に当たるよう求めている問題ですが、現在は回収組合に委ねている関係上、事細かな状況については手のひらに乗せていないということで、回収組合から離脱して自前で回収に当たることとなる次年度を一つのきっしよにして説明の機会を設ける旨の答弁に終始しているのが、この間の審議の上での一つの流れであり、到達点

であります。また、返済の状況についても、現在、事実上の返済不能、焦げつきが15件ありますが、これの処理は国の制度に乗るか否かの結論は出ていませんが、いずれの場合も、その穴埋めには公費の投入しか道はありません。町長は、あくまで町の公費支出においてそのめどが明らかでないので、事態はまだ判明していないとして、町費の支出割合が確定した時点での説明の時期を定める旨の意向も一方ではお示しであります。その時期がいつになるかに違いはありますが、この一連の資金貸し付けの返済状況については、現在滞っている15件はもとより、分納により当初の返済計画時期を大幅におくれて返済されているものも含め、通常の貸し付けではあり得ない返済回数が現に存在していることから、見通しの時期云々ということでは、説明の時期の引き延ばしにしかありませんので、そこは、一定示されているように、自前での回収に移行する次年度を一つのめどとして、この処理には多額の公費の投入も避けられませんから、住民の皆さんに対して内実をつまびらかにお示しをし、納得をいただく努力をした上で、一連の会計処理に当たられんことを引き続き求めるものであります。

会計処理そのものは、法に照らして会計原則にのっとり実施しているものでありますので、その処理方法等については特段問題視はしていませんが、貸付金返済の中身について、到底承服できるような内容ではありませんので、それを伏せたままで会計処理に当たることについては反対するものであります。

以下、補正予算案4本、条例案など6本につきましては、さきに述べたように、いずれも賛成するものであります。

そのうち一般会計補正では、種々必要に応じた予算が追加されておりますが、その中で、空き家対応を含め、地域活性化センター助成金として、調整区域内の物件の活用を図るべく、住民団体の取り組みに資する手だてがなされています。これら補助金等の活用につきましては、関係団体には遅滞なく周知し、功を奏する取り組みとなるよう努めていくとのことでありましたので、関係する団体のアンテナの張りぐあいには左右されることなく、情報がきちんと行き届くように引き続き努められんことを申し添えておきます。

また、災害弔慰金条例についてであります。災害援護資金の貸し付けにおいて、保証人がある場合は、これまでの有利子から無利子にする旨の変更でありますので、何の異論もありませんが、この制度、これまでのところ、実際の適用は本町においては無いとのことであり。そこには、実際に罹災した場合、自前で準備している保険等の対応で事の処理に当たられているケースも少なくないと存じますが、いずれにしても貸付金の制度でありますし、しかも、罹災して、その復興に向けての過程で利用できる制度であることから、保証人とか有利子とかにする

必要性が今後問われてくるものと心得ます。今般の改定は改定として、今後この制度がより有効に働き、住民の皆さんの復興に資する制度として一層容易に使える制度となるよう、その改善も視野に入れて取り組まれんことを申し添えまして、今般上程の11案件に対する全体の討論を終わります。

議長（伊藤彰夫君） ほかに討論はありませんか。  
堀 格君。

4番議員（堀 格君） 4番堀でございます。本議会に提案されております各議案に賛成の立場から若干申し上げたいと思います。

ただいま承認第6号、令和元年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について反対の討論がございましたが、この住宅新築資金の貸し付けは積年の問題でありまして、今年度、制度変更があったわけではありませんので、とりあえず従来と同じ処理をしていくのは極めて妥当だと思いますので、本議案に賛成をいたします。

ただ、総務・建設経済委員会でも数々の議論がなされたようでありますが、来年度から町単独での回収ということになるようであります。回収不能となりますと、満額国が負担していただければ、もちろん問題ありませんけれども、そうでない場合には公費の投入ということにならざるを得ませんので、その段階では鋭意回収に努めていただきたいと同時に、組合から引き継ぐときに、引き継いだ内容に不明なものがあるということのないように、しっかり引き継いで対応していただきたいというふうに思います。

あと、議案第24号から議案第33号までの各議案につきましては、賛成であります。

以上で討論を終わります。

議長（伊藤彰夫君） ほかに討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第6号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（伊藤彰夫君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。

お諮りいたします。

議案第24号から議案第33号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 異議なしと認め、一括採決することに決しました。  
お諮りいたします。

議案第24号から議案第33号までについて、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、承認第7号、平成30年度介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分について、発議第5号、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書についての2議案を追加議案といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 異議なしと認め、追加議案といたします。

日程第2、承認第7号、平成30年度介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） それでは、今議会に追加して審議をお願いいたします議案の提案要旨について御説明いたします。

承認第7号、平成30年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

これは、介護保険給付に係る国庫及び県負担金の交付が、決定額ベースでの給付がなされないことによる歳入の欠損を介護給付費準備基金からの繰入金増額で補う歳入の財源更正に係る予算措置でございます。

歳出の変更はございません。

なお、歳入欠損となっている国庫及び県負担金については、令和元年度予算において精算歳入されるものでございます。

当該国庫及び県負担金の交付の減額通知が3月後半であり、以上の補正予算措置を平成30年度末までに行う必要があったため、専決処分を行い、その承認を求めるものでございます。

何とぞよろしく御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（伊藤彰夫君） 町長の説明が終わりましたので、ただいまより審議に入ります。

承認第7号について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論はありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (伊藤彰夫君) 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第7号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (伊藤彰夫君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第3、発議第5号、「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番 芝和也君。

12番議員(芝和也君) 12番 芝和也です。中嶋正澄議員、石田三郎議員、松村定則議員の賛同を得まして提出いたしました、今般陳情のありました「再審法」の改正を求める意見書案につきまして御説明申し上げます。

本意見書は、再審制度の一層の厳格化を求め、無辜の者が罪に問われる理不尽な事態を解消するべく、制度の改正を求めようとするものであります。

この間、重罰事件の再審無罪が相次ぎ、冤罪が晴らされてきていることは、皆さん御承知のとおりでありますし、司法制度の信頼を深める上からも、冤罪の発生を防ぐべく制度の改正が行われてきておりまして、その一環として、本町議会でも平成26年6月議会で、これに関連して取り調べの可視化と裁判における証拠の開示を求める意見書を採択し、関係大臣に送致してまいりました。

結果、司法制度の一定の改善も進み、通常審では証拠の開示も実施されるに至ってまいりましたが、冤罪を晴らすべく再審請求が認められた審理においては、いまだこのルールが確定しておりませんので、裁判官や検察官の個別・任意の判断に委ねられている状況が続いておりまして、憲法で定められている法の下での平等の原則に反した状態が残されたままになっているのが現状です。

ですから、再審が認められ、無罪が確定し、冤罪が晴らされた重罰事件では、再審で採用された新証拠が、実は当初から検察の手にあったこともしばしば見受けられるようですので、これらが当初の裁判から開示されていれば、そもそも冤罪はなかったこととなりますので、こうした状況を放置したまま制度を温存させることは、法治国家としての我が国の司法制度の信頼を損なうことにもつながりかねません。

また、再審開始決定に対して、制度上、検察の上訴が許されていることから、再審請求の取り消しや再審の長期化により、最悪、請求者が獄

死に至る事態も発生していることから、こうした悲劇の発生を防ぐには、裁判所の決定に対しては速やかに従うような法的な制限を設ける必要性が求められています。

加えて、現行の再審法の改正時に、その附則において、政府は、必要に応じて速やかに再審請求審における証拠の開示について検討する旨、言及していますので、冤罪の防止を貫徹するべく、検察の手持ち証拠の全面開示と再審開始決定に対する検察の不服申し立ての禁止を盛り込んだ再審法の改正に踏み切ることを求めようとするものであります。

議員の皆さんにおかれましては、懸命なる御判断をいただきまして、御議決賜らんことをお願い申し上げ、提案説明といたします。

何とぞよろしくお願いいたします。

議 長（伊藤彰夫君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第5号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

総務・建設経済委員会、厚生委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会、工業ゾーン創出特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催できることに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚くお礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町長（竹村匡正君） 令和元年川西町議会第2回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（伊藤彰夫君） これをもちまして、令和元年川西町議会第2回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午後2時38分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年6月21日

川西町議会  
議長

署名議員

署名議員

## (議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
承認第6号	令和元年度(平成31年度)川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について	6月21日	原案承認
承認第7号	平成30年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分について	6月21日	原案承認
議案第24号	令和元年度(平成31年度)川西町一般会計補正予算について	6月21日	原案可決
議案第25号	令和元年度(平成31年度)川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	6月21日	原案可決
議案第26号	令和元年度(平成31年度)川西町水道事業会計補正予算について	6月21日	原案可決
議案第27号	令和元年度(平成31年度)川西町下水道事業会計補正予算について	6月21日	原案可決
議案第28号	川西町森林環境譲与税基金条例の制定について	6月21日	原案可決
議案第29号	川西町附属機関設置条例の一部改正について	6月21日	原案可決
議案第30号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	6月21日	原案可決
議案第31号	ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正について	6月21日	原案可決
議案第32号	川西町介護保険条例の一部改正について	6月21日	原案可決
議案第33号	定住自立圏の形成に関する協定書の変更について	6月21日	原案可決
同意第2号	川西町公平委員会委員の選任について	6月10日	原案同意
同意第3号	川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について	6月10日	原案同意
同意第4号	川西町教育委員会委員の任命について	6月10日	原案同意
発議第5号	「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意見書について	6月21日	原案可決